

令和2年6月18日
(木曜日)

令和2年 第4回幌延町議会（定例会）
会議録 第1日目

議 事 日 程

(町民憲章朗誦)

開会宣告及び開議宣告

- 1 会議録署名議員の指名
 - 2 会期の決定
 - 3 諸般の報告
 - 4 行政報告
 - 5 一般質問
 - 6 報告第1号 平成31年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
 - 7 報告第2号 有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について
 - 8 報告第3号 株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について
 - 9 同意第1号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 10 同意第2号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 11 同意第3号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 12 同意第4号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 13 同意第5号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 14 同意第6号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 15 同意第7号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 16 同意第8号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 17 同意第9号 農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
 - 18 議案第1号 町道の廃止について
 - 19 議案第2号 町道の認定について
 - 20 議案第3号 第6次幌延町総合計画基本構想の策定について
 - 21 議案第4号 幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
 - 22 議案第5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
 - 23 議案第6号 幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について
 - 24 議案第7号 幌延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 - 25 議案第8号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 26 議案第9号 令和2年度 幌延町一般会計補正予算(第2号)
 - 27 議案第10号 令和2年度 幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)
 - 28 意見案第1号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について
 - 29 発議第1号 懸案事項促進要望のための議員派遣について
 - 30 発議第2号 閉会中の継続調査について
- 閉会宣告

本日の会議の順序

		町民憲章朗誦	日程第30	発議第2	号
日程第1		開会宣告及び開議宣告		閉	会 宣 告
〃	2	会議録署名議員の指名			
〃	3	諸般の報告			
〃	4	行政報告			
日程第5		一般質問			
		休憩宣告			
		開議宣			
日程第6		報告第1号			
〃	7	報告第2号			
		休憩宣告			
		開議宣			
〃	8	報告第3号			
〃	9	同意第1号			
〃	10	同意第2号			
〃	11	同意第3号			
〃	12	同意第4号			
〃	13	同意第5号			
〃	14	同意第6号			
〃	15	同意第7号			
〃	16	同意第8号			
〃	17	同意第9号			
〃	18	議案第1号			
〃	19	議案第2号			
〃	20	議案第3号			
		休憩宣告			
		開議宣			
〃	21	議案第4号			
〃	22	議案第5号			
〃	23	議案第6号			
〃	24	議案第7号			
〃	25	議案第8号			
〃	26	議案第9号			
〃	27	議案第10号			
〃	28	意見案第1号			
〃	29	発議第1号			

出席議員（6名）

議 長	8 番	高 橋 秀 之
	2 番	斎 賀 弘 孝
	3 番	植 村 敦
	4 番	無量谷 隆
	6 番	吉 原 哲 男
	7 番	西 澤 裕 之

欠席議員（1名）

1 番	富 樫 直 敏
-----	---------

出席説明員

町 長	野々村 仁
教 育 長	木 澤 瑞 浩
代 表 監 査 委 員	成 田 義 弘

副 町 長	岩 川 実 樹
総 務 財 政 課 長	藤 井 和 之
住 民 生 活 課 長	早 坂 敦
保 健 福 祉 課 長	村 上 貴 紀
企 画 政 策 課 長	角 山 隆 一
産 業 振 興 課 長	山 本 基 継
建 設 管 理 課 長	島 田 幸 司

総務グループ主幹	伊 藤 崇
財政グループ主幹	古 草 勝
企画振興グループ主幹	山 下 智 昭
建設管理課技術長	植 村 光 弘

教 育 次 長	伊 藤 一 男
総務学校グループ主幹	田 村 浩 希

国民健康保険診療所事務長事務取扱	(岩 川 実 樹)
国民健康保険診療所事務次長	若 本 聡

農業委員会事務局長	(山 本 基 継)
-----------	-----------

選挙管理委員会事務局長	(藤 井 和 之)
-------------	-----------

総 務 係 長	渡 邊 智 民
---------	---------

地 域 振 興 係 長 梶 淳
商 工 観 光 係 長 伊 山 英 貴
農 業 振 興 係 長 新 野 貞 治

事 務 局 長 藤 田 秀 紀
主 事 満 保 希 来

議長 高橋 秀之 君

本日の出席議員は6名です。

定足数に達しておりますので、ただいまから令和2年第4回幌延町議会定例会を開会します。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付されているとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定に基づき、議長において6番 吉原哲男君、7番 西澤 裕之君を指名します。

日程第2 「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日、6月18日から22日までの5日間にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日、6月18日から22日までの5日間に決定しました。

日程第3 「諸般の報告」を行います。

議長としての報告事項は、配付した資料のとおりです。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程第4 「行政報告」を行います。

町長、教育長から、順次、行政報告を求めます。

町長 野々村 仁 君

それでは、幌延町議会6月定例会の開催にあたり、一般行政の執行状況について、ご報告いたします。

新型コロナウイルス感染症についてですが、これまで、町民の皆様をはじめ議員の皆様にも新型コロナウイルス感染症予防に係る取組につきまして、ご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。また、入手困難となっていたマスクを寄贈いただきました企業の方のご好意に対して深くお礼申し上げます。皆様のご協力により、現時点では、町内での感染は確認されていないものの、道内では日々新たな感染が確認されている状況が続いています。

本町では、北海道知事による緊急事態宣言の発表を受け、3月2日午前9時に、幌延町新型コロナウイルス感染症対策本部を任意設置し、4月7日の特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令を受け、翌日8日午前9時に、法に基づく対策本部設置に移行し、町内における感染予防対策を講じてまいりました。なお、法に基づく対策本部は、5月25日の緊急事態宣

言解除受け、翌日26日午前9時に廃止しておりますが、任意設置の対策本部に移行して、引き続き感染症対策を図ることとしています。

これまで、町主催の行事や会議等は可能な限り中止又は延期、生涯学習センターや体育館などの不特定多数の方が集まる公共施設を臨時休館としておりましたが、5月26日以降、感染予防対策を徹底したうえで順次再開しています。また、入手が困難な状況が続いていたマスクを調達し、寄贈いただいたマスクの一部と合わせ、全町民を対象に不織布マスクを1人あたり10枚配布したほか、国保診療所に発熱外来を設置する等、予備費を活用しながら感染症対策に取り組んできました。さらに、国の補正予算に関連した特別定額給付金と子育て世帯への臨時特別給付金、町の単独事業としての、飲食業と宿泊業を対象とした特定業種経営持続化緊急支援給付金と、町内の消費喚起を目的とした緊急経済対策商品券の発行のように、早急に対応すべき施策については、町議会のご理解をいただきながら、補正予算の専決処分を行い、スピード感を持って取組を進めてきました。

各施策の進捗状況につきましては、特別定額給付金は、オンライン申請を5月1日から窓口申請を同月18日から受け付けを開始し、同月20日の初回給付から本日までで、全体の約95%にあたる1,190世帯2,196人分の給付を完了しています。

子育て世帯への臨時特別給付金は、公務員以外の児童手当受給世帯115世帯、212人分、全ての給付を5月28日に完了し、現在は公務員世帯の申請を受け付け、随時給付作業を進めているところです。また、特定業種経営持続化緊急支援給付金は、5月1日から申請受付を開始し、同月中にはほぼ全事業所への給付が完了し、緊急経済対策商品券の発行は、プレミアム率50%の商品券を1,100セット限定で今月7日に販売を開始し、11日に完売したことを、事業実施者である幌延町商工会から報告を受けています。

今後は、国の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策に基づき交付される地方創生臨時交付金を活用し、公共施設等における感染予防や医療体制の確保、休業や売上減少など、感染拡大の影響を受けた町内事業者への事業継続支援、感染拡大防止を維持しながらの地域経済回復事業などに取り組んでまいります。

一日も早く、安心な日常生活と活力ある社会経済活動を取り戻していくために、今後も関係機関と連携しながら、感染症対策に全力で取り組んでまいりますので、町民の皆様には、日常生活におきまして、3つの密を回避し、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いの徹底など、基本的な感染対策を継続する新しい生活様式を実践していただきますようお願いいたします。

そのほか、一般的な事務事項につきましては、お手元にお配りした資料のとおりとなっております。

以上、第4回 幌延町議会定例会の行政報告とさせていただきます。

教育長 木 澤 瑞 浩 君

幌延町議会6月定例会の開催にあたり、教育行政の執行状況について、その概要をご報告申し上げます。3点申し上げます。

1点目は、令和2年度町内小中学校の学級編成及び教職員数についてです。5月1日現在の数値を、資料の1ページに記載しております。

小学校2校で12学級、児童数120名、中学校は2校で8学級、生徒数57名となっております。4校の合計では、20学級177名となっております、昨年度と比較しますと1学級の減、児童生徒数は増減ありません。教職員体制につきましては、校長、教頭、一般教員、合計で、昨年度と同じ44名となっております。

2点目は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う対応についてです。

はじめに、学校教育ですが、町内小中学校は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、新学期4月20日から臨時休業に入りましたが、3校とも5月18日からの分散登校を経て、6月1日より教育活動を再開しております。

4月から、8回の校長会議を開催し、臨時休業要請や、家庭学習等の取組、また、分散登校や学校再開にむけて、各学校が、道教委のガイドライン等の通知に沿った対応ができるように進めてきました。

臨時休業中に伴う授業時数の確保のため、夏季休業日の短縮や土曜授業を検討・実施していきます。また、学校行事の見直しについては、可能な限り2学期に移行する計画を立てています。運動会・体育大会、修学旅行は2学期の実施にむけてその内容等を検討しております。

一方、コロナ禍の中、情報教育センターを中心に、今後の臨時休業も想定し、タブレットPC等のICT機器を活用した家庭学習等の検証も進めております。

次に、社会教育の対応についてです。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う、臨時休館やオープン延期となっております、各社会教育施設は、現在、国、道、道教委が示す「感染予防対策の方針やガイドライン」を参考に、徹底した感染予防対策を講じながら再開しております。また、例年実施しております各種社会教育事業につきましては、延期できるものは夏以降に延期し、今後も、感染状況等を踏まえながら慎重に執り進めてまいります。

3点目は、現在天塩高校1年に在学中の遠藤芽衣さんが、問寒別中学校3年生の時に応募した作品が第44回全国児童・生徒木工工作コンクール第3部門（中学生の部）で3年連続の入選を果たし、この度、全国造形教育連盟委員長賞が授与されました。更なる活躍を期待するところです。

以下、教育予算の執行状況、社会教育活動状況等につきましては、別紙資料のとおりであります。

以上、概要を申し上げ、幌延町教育行政執行状況の報告といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

以上をもって、行政報告を終わります。

日程第5 「一般質問」を行います。

質問の通告がありますので、発言を許します。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校休校の影響と今後の対策について。

幌延町民は、それぞれの立場で感染防止に取り組み、長く休校となっていた学校もやっと再開されました。これから新学期再スタートで徐々に通常の学校生活、授業に移っていくことでしょう。この約3ヵ月に及ぶ休校中の子どもたちの影響、保護者の不安、そして今後

向けた備えや課題について何点か伺います。

① 子どもたちは元気に学校に登校しているのかどうかを教育委員会はどのように確認しているか伺います。

② 2月から春休みの前までの休校、そして新学期が再開して2週間程で再び休校となりましたが、学習面ではどう対策を取られていたのか、子ども達の過ごし方の確認はどうしていたのか伺います。

③ 町内小中学校は、進級前の学年の学習は終了しているのか状況を伺います。

④ 新学年での1年間における学校に出席しなければならない日数は何日で、今後の授業数確保のために何か検討されていることはあるのか伺います。

⑤ 今後の学校行事を教育委員会として、どのように感染予防対策をし、行事開催を指導していくのか伺います。特に中学校3年生においては最後の部活動の対外試合、幌延中学校伝統のサロベツレース、問寒別のワラベンチャー活動等はどう指導されていきますか。

⑥ コンピューター支援教育、そして今年度は国の学術情報ネットワークを活用した新たな遠隔教育に取り組むこととなりますが、同時に学校と家庭を結ぶオンライン授業または授業配付などしてはどうかと考えますが考えを伺います。

⑦ この学年末、学年始めの長い休校中に先生方や子どもたち、家庭に「ああしておけば良かった」や「こうすれば良かった」という反省点はありますか。

令和元年度小規模バイオガスプラント基本計画策定について伺います。

平成26年度から始まったバイオマス利活用可能性調査も令和元年度バイオガスプラントの基本仕様の策定ができるまでとなりました。そこで以下のことを確認したいと思います。

① 令和元年度事業であったモデル農家対象ヒアリング調査、基本仕様の作成、概算事業費の算定等全て順調に計画通り進んだのか伺います。

② 令和2年3月に発行された回答率17%のアンケート結果について、バイオガスプラントを希望する農家が町内2戸となっていますが、このアンケート結果についてどう考えるのか伺います。

③ バイオガスプラントモデルを3パターン作りましたが、今後はこの3パターンを中心に話を進め、モデルをつくるのか伺います。

④ この事業実施を希望する農家には「補助金が7～8割でないとなれば事業の実施が困難である」と意見・要望していますが、町単独の助成についてどのように考えているのか伺います。

⑤ 個人農業経営者の多くは、これ以上の投資よりも、この立地条件を生かした施設や高い技術、意欲を後継者に引き継ごうとしています。町がこれまで取り組んできた各種補助制度も素晴らしいですが、更に畜舎の長寿命化、IT化、労働負担軽減、省力化機械導入等を支援し、幌延町の酪農全体による生産量の現状維持を目指し、次世代へ引き継げるよう補助制度を考究しないのか伺います。

町 長 野々村 仁 君

齋賀議員のご質問にお答えします。

1問目の新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校休校の影響と今後の対策に関するご質問につきましては、後ほど教育長よりお答えいたします。

それでは、2問目のバイオガスプラントに関するご質問ですが、1点目の令和元年度調査事業の成果につきましては、当該年度で予定しておりました酪農家ヒアリング調査、当町において導入検討を進めております小規模循環型のバイオガスプラントに係る基本仕様となる数量計算書及び基本計画図の作成、概算事業費の算定について完了することができました。

計画通り進んだのかとのご質問ですが、本調査の趣旨は、本町の大半を占める飼養頭数百頭規模の酪農家が導入できる家畜ふん尿バイオガスプラントに対する情報の収集及び精査を目的としておりましたので、より具体的なデータ等を得ることができたと考えております。

2点目のアンケートの調査結果に関するご質問ですが、回答率及び導入希望戸数ともに決して多いとは言えない結果ではありますが、私が目指す環境保全型酪農を推進するためにも、本町に適合するバイオガスプラントモデルやシステムの構築について、引き続き、検討していきたいと考えております。

3点目のバイオガスプラントモデルに関するご質問ですが、お示しした3パターンにつきましては、150頭規模集中型、肥培灌漑施設を有する100頭規模個別型、肥培灌漑施設のない100頭規模個別型をモデルとしたものですが、集中型につきましては、すでに普及している形態でありますので、モデルの作成につきましては、個別型を軸に検討を進めてまいります。

4点目の導入にあたっての補助制度に関するご質問ですが、昨年度も9月定例議会の一般質問で、町独自の補助制度についてご質問をいただいているところではありますが、議員ご承知のとおりバイオガスプラントの導入にあたっては、国の補助制度を活用した場合であっても数億円に上る事業費が導入にあたっての課題のひとつとなっております。令和元年度の調査事業において、パターン別の事業費について、概算ではありますが、ある程度見えてきておりますので、町独自の支援策につきましても具体的な検討を進めていければと考えております。

5点目のご質問ですが、議員がおっしゃるとおり、家族経営を行う経営主の多くは、これ以上の投資を行うことなく、これまで培ってきた乳牛飼養に関する高い技術力や営農意欲に加え、築40年にもなる老朽化した施設を、後継者へ引き継ごうとしていることから、作業効率を高めるうえで改善が必要であると考えます。乳価が安定的に高止まりしている今だからこそ、草地整備や現在の技術を取り入れた施設に更新し、10年後、20年後に繋がる生産基盤を次世代に引き継ぐことが、酪農全体による生産量の維持に不可欠であると思います。経営資源の三要素であるヒト、モノ、カネは、どれかひとつでも欠けると経営は厳しくなるといわれております。これまでヒト不足に対しては、労働力を補う施策として、酪農ヘルパー利用組合への運営費や、コントラクター事業に必要な機械リース料に対する補助を実施し、カネ不足には、農業関係制度資金に対する利子補給を行い、モノ不足には、乳牛購入に対する助成や、施設の近代化を推進し、規模拡大による生産基盤の強化と労働負担の軽減を目的とした畜舎の新築や、改修に対する補助事業を実施してきました。

この他さらに、次世代へ経営を引き継げるよう補助制度を考究しないのかとのご質問ですが、日々進歩し続ける酪農経営の手法は、様々な技術革新によって、今後も発展を続けるものであり、IoT技術の活用によって、大きく変わろうとしています。個々の農業者の皆様

には、次世代へ経営を引き継ぐ際、これらの技術を取り入れた経営とするのか、あるいはこれまでどおりとするのか、農協と共にご検討いただき、検討した内容を農協の意見としてご提案いただきながら、農業者と農協、行政が一体となって、今後の酪農振興策に取り組んでいきたいと考えます。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

齋賀議員の1問目、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う学校休校の影響と今後の対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の子どもたちは元気に学校に登校しているのかどうかを教育委員会はどのように確認しているかのご質問ですが、児童生徒の様子については、毎月開催しております校長会、教頭会で状況報告を受けているほか、日常の業務中における校長先生・教頭先生との電話のやり取り等の中で確認しております。また、何か変化があった場合は、直ちに委員会へ一報を入れるようお願いしております。なお、学校再開後は、先週、各学校を訪問させていただきました。

2点目の2月から春休みの前までの休校、そして新学期が再開して2週間程で再び休校となりましたが、学習面では、どう対策を取られていたのか、子ども達の過ごし方の確認はどうしていたか」とのご質問ですが、学習面での対策としては、学年に応じた家庭学習用の時間割を作成し、それに沿った復習及び予習の学習課題について、学習ドリル教材や教科書問題、チャレンジテスト、自作の学習プリント等を活用しました。5月に入ってから、中学校を中心にタブレットPCによる家庭学習課題の提示や教員が学習指導を録画した動画の提示、オンラインでの朝の会、帰りの会など、ICT機器を活用した家庭学習支援の検証的な取り組みも行っております。子ども達の過ごし方の確認については、健康面では、児童生徒へ健康チェックシートを配布し、体温の記録など、日々の健康状態の把握に努めました。確認については、IP告知端末機の活用や家庭訪問により、担任等が定期的に児童生徒一人一人と会話をしながら、家庭での過ごし方や学習の状況の把握、学習相談を実施しております。

3点目の町内小中学校は、進級前の学年の学習は終了しているのかのご質問ですが、一部の学校で、未履修の教科がありますが、今年度の教科単元の関連性の中で、年度内の早いうちに終了する予定との報告を受けております。

4点目の新学年での1年間における学校に出席しなければならない日数は何日で、今後の授業数確保のために何か検討しているかのご質問ですが、まず、出席しなければならない日数は、国の基準で直接定められていませんが、各学校は、日曜祝日、土曜・夏季・冬季休業日等の休業予定日の設定や、学習指導要領で示されている各教科等の年間標準授業時数を確保しつつ、年間35週以上にわたって教育活動が行われるように計画して、年間の授業日数を決めております。今年度の授業日数は、各小学校が212日、幌延中学校が208日、問寒別中学校が209日の予定となっております。各学校では、臨時休業による不足分の授業時数を補うため、夏季・冬季休業日の短縮や土曜授業等実施、学校行事の精選等を検討・実施しております。現時点で、今年度の町内各学校の1学期の登校日を7月31日までといたします。

5点目の前段、今後の学校行事を教育委員会として、どのように感染予防対策し、開催を指導していくのかとのご質問ですが、学校行事に関する感染予防対策は、国や道教委から出ている通知に基づき、可能な限りリスクを低減した形で開催できるように支援してまいります。

5点目の後段、中学校3年生の最後の部活動の対外試合、幌延中学校伝統のサロベツレース、問寒別のワラベンチャー活動等はどう指導されていくのかとのご質問ですが、3年生の部活動については、各部で目標となる試合等を設定し、運動部は9月いっぱい、文化部は定期演奏会まで活動するというを確認しております。サロベツレースは、体育大会を延期した関係で日程が取れないため今年は中止とし、その代替として町民マラソン大会に参加する予定の報告を受けております。問寒別のワラベンチャー活動については、問寒ワラベンチャークラブが実施運営しておりますので、教育委員会といたしましては、感染状況を踏まえ、感染や拡大リスクを可能な限り低減し、活動できるように支援していきます。

6点目の学校と家庭を結ぶオンライン授業または授業配付などしてはどうかとのご質問ですが、学校教育は教師から児童生徒への直接指導、児童生徒同志の学び合い等を通じて行われることが基本であります。今回のコロナ禍のように、児童生徒の学校への登校が長期にわたり困難な場合、議員のおっしゃるオンライン授業や授業配信は、児童生徒への学びの保障の一つのツールとして有効と考えます。現在、情報教育センターを中心に検証しているところですが、導入にあたっては、環境の整備は勿論のこと、教員のスキルアップが必要不可欠です。いずれにしましても、早急に対応してまいります。

7点目の長い休校中に、先生方や子どもたち、家庭に対し、ああしておけば良かった、こうすれば良かった、という反省点はあるかとのご質問ですが、今回のコロナ禍は、前例のない不測の非常事態であり、教育委員会では、文科省や道教委の通知に基づき、町のコロナ対策本部や校長会と連携を図りながら、適宜対応してまいりました。しかしながら、臨時休業の要請や分散登校の実施など、文科省から道教委、そして町教委へ通知が降りてくるまでどうしてもタイムラグが発生し、そのため、先生方や保護者への情報伝達と確認に時間を要したこともありました。迅速かつ確実な情報伝達を行うために、一斉メール等の整備をしておけば良かったことや、6点目のご質問と関連しますが、授業や研修でのICT機器活用と合わせて、家庭学習の支援のツールとしての活用についてもっと早く、取り組んでいれば良かったと思っております。今回、子どもと先生をつなぐツールとして、IP告知端末機を活用し、子供と先生が顔を見ながらお話しできたことは、子どもたちの健康や学習の状況等を把握するだけでなく、両者に安心感が生まれ、心の繋がりに大変有効でした。今後は、学習支援の活用方法なども考えていきたいと思っております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

質問にいろいろ答えをいただきありがとうございます。

何点か、まだちょっとお聞きしたいことがありますので、お伺いしたいと思います。

まず、1番最初にありましたバイオガスプラントですけど、これは農家の皆さんにとっては、初めて、バイオプラントという言葉をお聞きしたときに、全くの寝耳に水の話でありまして、町長の答弁の中にありますように、これは、野々村町長の肝いりの事業であります。1期目

から始めて、2期目、もう2期目も半ばを過ぎて、残り2年ちょっととなりました。この間に、どこまで、進めるのか。どこまで農家の人が実際に事業を立ち上げて行っていくのか。どうすればいいのか、共に考えたいと思っています。

あとこれは、行政だけが先頭を切って、農家と話を進めていくんじゃなくて、地元の幌延町農協の絶大なる後押しがなければ、協力がなければ、指導力がなければ、バイオガスプラントは、事業にのっていかないし、また、農家の人も、なかなか「よしやりましょう。」ということにはならないかと思しますので、そこら辺も、共に考えていきたいと思っています。

また、学校教育において質問しました。

コロナ対策による影響ですね。これは幌延町ばかりでなく、日本中がそして全世界がこの事態に、同時に、直面している大きな問題です。緊急事態宣言も解除されたとはいえ、これが完全に終息したというわけではなく、いつでも、私たち幌延町民の身に、実際に、感染、感染者という形になって現れるのかもしれない。その時に、町の教育長がいつも言っておられます、町の宝物である、財産である子供たち、その子供たちにどうやって幌延町を引き継いでいってもらうのか、今、この大事な小学校中学校の学習期間をどうしたらいいのか、共にそれも考えていき、今後のもしかしたら起こるかもしれない第2波のコロナウイルスのために備えたいというふうに思い、質問させていただきます。

それでは、そのバイオガスプラントについて最初、お聞きしたいと思います。

町長は、今答弁の中で、小規模型のバイオガスプラントに係る基本仕様となる数量及び基本計画図等々、事業の概算等を完了することができたと。また、計画どおりに進んだのかとの質問には、具体的なデータを得、情報収集、それから精査等予定どおり出来たとお答えになりました。

今年度初めに、令和元年度の事業として、基本計画策定して、こういうことをやりますよということがありました。酪農家の説明、意向調査、全戸アンケートをした。そして、モデルを対象にヒアリング調査をしたと言いました。ヒアリング調査の中には、原料清浄調査、仮配置の検討、基本仕様の作成には数量計算書、概算事業費の策定には、設備単位がどうなのかということも、細かな事業は昨年度完了したわけですけども、これを全て終わって、次の段階にいけるんだよということで、町長の答弁どおりよろしいのでしょうか。改めて伺います。

町長 野々村 仁 君

調査実態は、そういう形で概算的な数字、数量が、大体、表に見えてきたというところでもございます。だからといって、これがテンポよく進むのかということ、やはり設置者、あと、我々自治体でどう進めていくかということの協議が、まだまだ必要な部分というのがあるんだと思っています。今まで概算的な数字も漠然としか出てなかったやつが、細かく出てきましたので、それぞれ、その部分を説明をしながら、どのような対応とれるかということ、それから、先ほどから議員のほうからも言っていた、このバイオマス自体の環境への負荷軽減の部分について、今後、ふん尿がやっぱり最大限のネックになる。規模拡大すればするほどネックになるだろうということも含めて、このバイオマスを推進をしようということで

決めましたけども、やはり集中型という形でやると、割と、全体的にコストが安いわけじゃないんですけども、売電収益ということで、利益が上がるということ。ただし、ここでは売電ができないという二重苦の中の板挟みの中で、個別型という選択をさせていただいたということです。個別型で進めるのには、どのような状態で作ることが一番安価にできるかということの模索を、前任期のときの4年間でほぼそれにかかってしまったということが現状だと私自身も思っています。

そうした中でも、今、個別型でもこの程度ででき上がるという試算がようやく手元に、この4月に届いたということですから、それから皆さん方に少しずつ事業報告の中でヒアリング等を進めているもんだと私自身も考えてます。

ただ、如何せん、やっぱり高価なものであるということ、理想はそうであっても効果のものであるということも含めて、どのようにしたらまだ安くなるかという策を今後も、やっぱり続けなければならないんだろうと思っています。そして、施工に対しても、地元事業者に向けて、どのような協力体制がとれるかも含めて、どのような価格帯で、どのような設置。今は、それぞれ運んできて、設置をしてという形の概算ですから、それぞれそういう形になってるけども、今後の段階において、少しずつ、その地元と、今度は、それぞれ精査をしながら、どのような形で価格が安くなるのか高くなるのか、それも含めてやっていかなければならないのが、今年度のことだと私自身も思っています。

売電が、低圧で余剰電力を売るぐらいの形ですから、減価償却を伴う出費がなかなかできないということ自体も大きな課題の一つですけども、畑に肥料として確実に還元をすること。悪臭等にかかわらず、人が出入りしても、環境面にも優しいというところの理想像はわかるけども、現実、金銭の問題になるとなかなかまだ大きな課題があるということです。農家さんと、それぞれ、そういうことで、少しでも、そういう改善が見られるならやりたいという方について、それぞれ取り組んでいただきながら支援をして、でき上がれば、皆さんに見ていただければ、そのような形になるというそういうモデルを、できればつくりたいというのは、私の気持ちでもあります。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

今、順番に質問していこうと思ったんですけど、全部、一遍に回答をもらったような感じなので、話が前後して質問してしまうんですけども、最初の話の中でね、最初の4年間、任期4年間、売電できないから個別型にしたっていう話をしましたよね。だけど町長、昨年、同僚議員が定例会で質問してるんですよ。令和元年の第6回の幌延町議会だから、去年の9月17日、どうするんだという私みたいに質問しなんですよ。すると、町長はこう言ったんですよ。

「リース事業で牛舎とバイオガスを一緒にこうやって、リース事業できないか検討してください」って言ったんです。そうしたら、町長はこう言ったんですよ。「売電を主体として、年間にどのぐらいの固定した収入があるかということも含めながら、どういう形で就農がしていけるかということも含めて見積もっていくものだと私自身は考えています。」だから、もう売電主体は、もうダメじゃないですか。幾らかできるのか、ちょっと私も勉強不足であれなんですけども。もう、売電は、町長はできないというふうに諦めて個別にした。

今年のアンケート調査では、今までと違ったのは、希望するっていう言葉も入ったんですよ。今までは、興味があるかないかだったのが、希望するっていうのが入った。この希望するっていうのは、実は平成29年も担当課では調査してますよね。実際にやるとしたら、どのぐらいの農家の方がやってくれるのか。今、希望するという農家が2戸だけでしたけれども、平成29年は実際にやってみようという農家の方向戸おられたんですか。

企画政策課長 角山隆一君

すいません。29年のデータを今持ち合わせていないので申し訳ありません。

調査の段階といたしましては、実際にこちらがプラントをつくるためにどれくらい必要なのかという数字の精査も調査の中で行ってまいりましたので、導入を希望するっていう方の中にも、希望するのであればどういった形がいいかっていうような聞き取りをさせていただいておりますので、その段階では、こちらで希望する方に直接、設置導入に結びつくというお話はしておりませんで、どういった形であれば、導入できますかというようなことで、ヒアリングをさせていただいています。また、その中で、随時、調査結果については、お知らせする中で、令和元年度の状況説明を9月に行った中で、さらに、今まで見えてきた数字をお示して、その上で、希望、また興味があるということで、詳細については、各酪農家さんの施設の配置状況等々を勘案しなければ、細かい数字が出せないという部分もありましたので、令和元年度については、さらに盛り込んで数字を精査させていただくために、ご希望を伺ったところでありますけれども、調査の中で、やはり、希望するという方は、いらっしゃいましたけれども、集中型であればという条件がついていたりということですので、実際に、今後、モデルプラントということで進めていく中では、町がモデルを目指すその個別型との兼ね合いというものも考えながら、進めていくことになろうかと思えます。

町 長 野々村 仁 君

先ほど、売電の話をしましたけれども、この売電も「FIT価格での売電」ということと「低電圧の売電」の2種類あるのと、それから、補助事業が主体として、売電するものに対しての補助率が変わるという大きなことが、この何年間の中で数回起きてます。その中の答弁の中で大きく、ちょっと、説明不足のところがあったのかと思いますけれども、売電はFIT価格で、ここでは、売電ができないというのは、確かに当初からある話でありますので、議員のおっしゃるとおりかと思っております。

ただ、低圧で売ること自体も含みを入れてずっと調査をやってきてるっていうこと自体でもあります。その時点で、今回、ずっと、この事業をやってきてるのも、低圧で売電をするか否かというところも含めての試算概算にもなってるというところでもあります。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

28年3月の北海道バイオマスリサーチ株式会社の幌延町版の報告書があります。

そこでは、農家アンケート全80戸行いました。うち44が回答くれたと。

施設の管理方法の希望は、組織や利用組合などで共同管理してもらいたいのが最も多く、64%あったんです。がしかし、バイオリサーチがまとめた報告書によれば、モデルです。

幌延地区で個別型バイオガスプラント100頭規模は2戸作りたい。もう一つ、14戸ありますから、6戸のうち、残りの4戸は集中型バイオプラントを希望している。

そして問寒別では、8戸希望していた農家があった。8戸まとめて900頭規模で、これも集中型で作りたいという28年度には、そういうまとめがあったんですけども、29年度、先ほど、企画政策課長のお話、それから30年、そして31年度には、こういう結果にまとまって、本当に希望するかどうかわかりませんが、言葉の中で、希望するっていう農家を2戸選んだ。そして新しくできたモデルが先ほど私が質問しました3パターンです。150頭モデルトナカイ牧場、2つ目として150頭肥培灌漑施設活用モデルの76頭を処理する100頭モデル。この150頭モデルっていうのは、どういうことになるんですか。1戸で150頭なんですか。それとも、幌延町の28年度求めていた複数集まったのモデルということになるんですか。それちょっと教えてください。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまの150頭規模のモデルのお話ですけれども、こちらについては、集中型をモデルケースという考え方で、150頭規模の試算をしています。こちらについては、ただ集中型を行う場合でも、実際にどこにというところの想定ができておりませんでしたので、場所を仮置きして、配管等々の概算事業費を出す必要がありましたので、トナカイ観光牧場の横の土地に集中型をつくったという仮定のもとで、概算事業費を出したというものでございます。150頭っていうのが、調査の中で採算のとれるベースで、ふん尿の相当数っていうのは150頭分というのがありましたので、どこの酪農家さんということではなくて、集中型でも採算がとれるラインで集中型のモデルをとということで、お示したものでございます。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

希望する、または、興味があるっていう人も含めて、150頭モデルっていうのを作ったということなんですよ。

町 長 野々村 仁 君

はい、この集中型って書くから、集中型なんですけども、1番最初スタートする時からグループ分けをして、1番近い隣近所を2戸をつなぐというイメージの150頭規模の集中型だというふうに捉えていただければと思います。

当初からその考え方は、全然変わってなくて、2戸をどうやるとか、ただ、いま課長が話をしたとおり、どことどの施設がってわかっているれば、パイプの距離とか長さとかわかるんですけども、そこはもう仮定としてということで、今回150頭の一つのプランとして、そういうところで売電が、収益的にプラマイナゼロぐらいになれる収支がとれるというところが150頭のアンダーラインだということで、こういう概算を設定をしたということです。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

トナカイ牧場の空いてるところって言ったら、トナカイ牧場の付近には、酪農家1戸しかないじゃないですか。そこに配管をどこから引っ張ってくるかわかりませんが、そっこのほうが、費用かかりそうな感じなんですけど、それをまず1点ね。

とにかく、この3パターン作ったんで、この320万円の予算をかけて、平成31年度に報告書を作りました。この3パターン全てやるんじゃないかと、これからまた、希望する人たちに集まってもらって、どれにするかっていうのをやるんですか。それとも3パターンを幌延に作って、モデルとするんですか。

町 長 野々村 仁 君

3パターンを作ったから、三つやるという話ではありません。

やっぱりその中で1番そういう協力体制がとれるところという形でどういう形がとれるかということは今後詰めていくということで、モデルケースは、1個、1カ所で作れないかということでもあります。

先ほどのトナカイ観光牧場の話しは、仮定の話ですから。トナカイ観光牧場に設置をして、配管を引っ張るとかではなくて、そうしたら斎賀牧場って書いていいんですかっていう話になりますし、どこの地区って書いていいんですかっていう話になりますから、あえて先ほども課長も言いましたとおり、名前はトナカイ牧場にさせていただいたというだけで、2戸を連結したときに、おおよそ、このぐらいのパイプ、このぐらいのことが平均的にかかるだろうということを想定した概算をシミュレーションしたということでもあります。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。ここに、トナカイ牧場と書いてあるものだったから、余計、混がらがってしまいましたけれども、わかりました。

でも、今、町長のお話してくれたことも課長に言われたことも、行政だけが先に走っても全然だめなことでありまして、1番最初の答弁にありました、これに関連する工事やってくれる人も、それからモデルを実施する人も皆が、また、更に話を進めていかないといけないと思うんですよ。

それで、肝心の農家説明会ってまだこのコロナの関係で1回も開いてないですよ。

そして、これからやるとしても、今農家が一年で1番忙しい時期に入っていく。そしたら、また秋になって、秋になるのかわかりませんが、なってしまうたら、また、それだけ遅れてしまって、結局、令和2年度もあまり進まないで終わってしまうのではないかという心配はあるんですけども、そこら辺をどういうふうに、対策を考えているのか教えてください。

町 長 野々村 仁 君

実際問題、今までこういう形で、感染対策の観点からも、会議等を注視をしておりますし、また、説明をしてもらう方も地域外から走ってこられてやるということで、皆さんの事を考えると、そういう開催がなかなかできなかったということもあります。

今後、急いで詰めていかなければならないところですし、ちょうど、この年度末に設計図等も、成果品としていただいたところでもありますから、今後は、業者間の中でも、どういう形でどういうことができるかというご相談、または、知恵を絞っていただく形もご相談をしていきますし、農家の皆様方にも、それぞれ、繁忙期ではありますけれども、いくら繁忙期でも、こういう雨の降ったときだとかが長期間続くような様子があるのであれば、どっかに組み込みながらでも、件数が少ないですから、先ほど議員がおっしゃったとおり、そういう方々に集まっていただきながら、やってみたいという人たちの相談を、近日中に少しでも早目に、少しでも前に進めるような形をとればなという気はしております。

ただ、この19日以降の、この状態がどういう形になるか、以前、札幌でも、昨日も5名6名ですか、でましたし、東京管内では、まだまだ複数の2桁台あるということも考えると、そこに、状況にもよりますけれども、そこが少しでも、蜜を取らないで、きちんと対策をとれ

ば、会議ができるということであれば、早急に、少しでも前に進めていければというふうに考えてます。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

今、町長の言われたとおり希望する農家が少ないという言葉がありました。

その少ない中からでも、この策定の中にもある農家選定ポイントってあります。農家の主体性・経済性の確保、運営管理体制の確立、その他補助申請要件を満たしているかっていう条件の中から、話をして、三つのパターンからどれにしようかっていうことを決めていくんですか。

もう行政だけでは、話を進められませんよね。この間に農協が入って、農協も、もっと協力してくれないと、協力してるでしょうけども、もっと今以上に協力して、具体的に中に入っていけないと話が進んでいけないと思うんですけども。農協との打ち合わせは、どういう状況でしょうか。このバイオガスプラントに限っては。

町 長 野々村 仁 君

農協とも、こういう成果品が出てきたので、この成果品が出てきても、このコロナの関係で農協さんとも、まだ、その成果品の話を相談しているわけでもないの、今後、農協さんも交えた中で経済のことですから、農家経済のことは、それぞれ情報いただきながら、どういう形でご支援をしていったり、融資をしていったりすれば、それはオーケーとなるのかも含めながら、今後詰めていくべき話だと思ってます。

もともと、このバイオマス都市構想の中で、金融機関も協議会の中に入っていたいてるというところもございます。農協の金融関係だけにすべてを預かるということではなく、そういうことの活路も見出しながら、どういう方策がいいのかっていうのは、農協さんとも詰めていきたいと思ってます。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

このバイオガスプラントの認定を受けて、それぞれ、決められた期間がありましたよね。町長の任期も残り2年、そして、このバイオガスプラントが国の認定を受けても、平成39年頃までにやったら、こういう達成できるという目的がありましたよね。それをやるためには、また新たなタイムスケジュールをつくらないといけないと思うんですけども、今、この段階でどういうふうに計画を立てていこうというお考えですか。

あと、農協と話をするんだったら、この事業をあくまでも、ずっと企画政策課がやっていくんですか。それとも、産業振興課が音頭をとってやっていくとか、そういうお考えはないですか。

町 長 野々村 仁 君

私のスケジュールの都合で、この大きな負担を農家の皆さんに、こうだという形だけで終わらせという話ではないですし、じっくりと時間をかけてでも、納得した上で、やっぱり、1回つくってしまうと固定物ですから、あっちへ売った、こっちに売ったっていう話にはならないというところもございます。

ただ、持続可能な農業開発をずっと続けるというためにも、この環境負荷ということ自体は、今後も大切なことなんだろうと思ってますし、どんどんどんどん大型化になるにしたが

って、この問題っていうのはもっともっと大きくなっていく。特に我々は、天塩川の下流に位置しているところでもありますので、その部分では、どういう形かを模索しながら、少しでも良い環境負荷軽減の対策をとれるようなふん尿処理の方法がまた新たにできれば、それはそれでよしとしなければならないと思っています。まず、今は、このバイオマスということ自体が、どのような経済性とどのような余りにも強い負担になるのかというところの試算を一生懸命詰めているというところでもあります。

農家の皆さんのご理解をいただいた上で、このモデルプラントができて、あんなほどなって皆さんに見てもらって、普及していくことが一つの柱になるのかなという気はしています。まずは、モデルまでは、企画政策課で製作しますが、実際の導入のところは、担当部署が産業振興課になると思っています。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

先ほどの答弁の中にもありました町長が目指す環境保全型酪農をもっと農協の方にも知っていただいて、いち早く農協の今まで以上の協力をいただいて、この話を前に進めて、幌延町の構想の計画終了、平成39年度に達成すべき目標に、いち早く道しるべをつけていただきたいと思っています。

ちょっと話が飛びます。バイオマスプラントは、まだ聞きたいことがあったんですけども、今後、委員会等でいろいろお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に学校についてお伺いしたいと思います。

学校のコロナ対策については、幌延町内に3校ありまして、幸いにしまして、先生方も父兄も子供たちも、教育委員会や先生方のご尽力によりまして、未だに感染者が出ていない。しかし、いつ出るかわからない状況の中で、学校教育を行っている子供たちに、もし感染者が出た場合の対応、子供たちに対する対応とか、そういった面を私は心配しているのであります。

新聞等によれば、コロナが出たからいじめがあったとか、そういうこともあります。そういう心のケアについて、教育委員会としては、どのようなことに力を入れているのか、先生方と連携しているのかお伺いします。

議 長 高 橋 秀 之 君

齋賀議員、残り10分を切りましたので、質問は時間に合わせて簡単明瞭にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

教 育 長 木 澤 瑞 浩 君

ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど答弁でも申しましたが、臨時休業中におきましては、告知端末機をフルに活用して、4月に入ってからは、3月はだめだったんですけども、家庭訪問も実施可能となりましたので、随時、先生方が家庭に伺いまして、定期的に観察とお話をしたりして、心のケアに努めてまいりました。また、6月から5月の後半からですけども、分散登校が始まって、子供たちが学校に来ております。そのような中で、健康観察カードの記入、家庭との記入によっての連絡等も行っております。また、気になるお子さんに対しては、学校からいつものようにですけども、学校の先生が家庭に連絡する、また、保護者が学校に連絡する、そのような連

絡体制をとっております。

特に感染対応とか指導に関しましては、これは問題が起きた時点で、3校の養護教諭の先生方に感染対策や健康状況の把握の方法や心のケア等について、3校ともに、共通理解のもと、進めることができるように依頼いたしまして、学校長を通して会議を開きながら、その対応を図っております。

また、これと併せまして、手洗いとかによる手荒れとか、心だけじゃなくて、身体にも出てくる問題もありましたので、その辺につきましても、養護教諭を通して、その対応について、進めてきているところでございます。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

1番聞きたいことが学校行事です。

これから7月8月と行事が増える中で、中学3年生の特に部活動の中体連がなくなってしまった。それに代わる代替試合をそれぞれの学校では目的を持って、例えば、稚内のバドミントンの大会だとか、町内の大会だとかってというのは、大変楽しみにしてるんです。それに是非出席できるように、またさらなる感染の予防に努めていただきたいというふうに思っております。

そして、あと、ちょうど4月のPTA総会の頃にそれぞれの学校では、児童生徒のいる父兄に、ネットを通じて勉強できるコンテンツについての紹介のプリントを配布いたしました。しかし、現場のお母さん達からは、うちにはそんなネットを通して勉強できることを紹介されても、できないという残念の声もありました。是非、今年始めるギガ構想の中で、町内の小学生、中学生が、先ほど答弁の中にもありましたが、タブレット、本当はこの場で家庭には持ち帰り出せませんよというお話してたんですけども、教育長の配慮で、家庭にタブレット持って行って、授業の宿題とか授業のことなどを中に入れて、子供たちに持たせて帰って、有効に使わせていただいたという現場の声も聞いています。

このギガ構想の中に、是非、学校と学校じゃなくて、学校と家庭、今後、また、いつインフルエンザ等で長期の休みが起ころうかもしれません。そのときに、オンラインで授業ができるような体制、それには、各家庭の準備も必要ですから、家庭の準備「Wi-Fi環境」ができるように、是非、教育長にひと働きしてほしいなと思っています。

小規模校の間寒別小中学校の生徒数3名ですから、その3名では、タブレットを使い、または、今どこでもやっているZOOMというアプリを使って、直接、動画配信による授業をしてうまくいったと。有料と無料があつて、無料のほうでやっても、結構、効果があったので、是非、それを教育委員会でも知っていただいて、もうちょっと使い勝手がよくなるようにすれば、町内の小学生中学生も、この中のZOOMというアプリを使って、動画配信の授業ができるのではないかといい声もありましたので、是非、それもギガ構想の中に一つ取り入れて、今後の備えにしてほしいなと思っています。

そして、修学旅行も今回の補正予算の中に枠組みされていますが、9月10月というふうに聞いてます。9月の予定であるようですが、目的地の札幌方面などにどんな状態になっているかわかりません。それでまた行けなくなるとは可哀そうなので、9月がだめでも10月というふうに、1回2回のチャンスを設けて、ぜひとも最後の修学旅行に参加できるように、

観光旅行会社とも相談して、教育長の配慮をお願いしたいというふうに思っています。以上いかがでしょうか。

教育長 木澤 瑞浩 君

1点目の部活動に関してですが、先ほども答弁で述べさせていただきましたが、試合大会等は、幌中においては、運動部が9月いっぱいと言いましたが、現在バトミントンは9月19日、また陸上は7月11、12日、8月1日に試合が、今後組まれる、また、大会が組まれる可能性があるということで、それに参加する予定ではあるが、実際、今後それが本当に開催されるかどうかについては、検討中なので、近隣の学校と対外試合もできるようなことも検討していると現時点では聞いております。

また、問寒別の運動部につきましては、現在、幌中に練習に来たりして、試合をしていますけれども、幌中の生徒と対外試合をとという形で、8月いっぱいまで3年生が引退する予定であるとお聞きしましたが、今後、先ほど言ったような道北地区での大会がありましたら、もしかしたら変更して参加するかもしれないという報告も受けております。

2点目のギガスクールに関しまして、同じく、やっではどうかということですから、議員おっしゃるとおり私も同感ですので、いち早くやっていきたいと思っております。ただ一つだけ自分自身も後悔していたんですけども、オフラインで、今年から全部できるようにしたいなど。全部タブレットがそろって、校内のギガスクールのネットワークを構築して、次はそれだなと私は思っていました。

今度、議員がおっしゃるようにオンラインで家庭でとなりますと、やはり先ほど言ったように、環境等については調査していますが、各家庭でないところもありますし、あと電波の関係で、要するに、使用料っていうか、無制限や制限がないっていうのでも、全て、数字は出ますので、それらの中で、例えばモバイルルーターの経費とか接続状況、どうしたらいいかっていうこと。それから学校のタブレットを貸し出すに当たっては、現在、要するに有害サイトとフィルター掛けているのは、校内では一斉にかけてるんですけども、サーバー内にかけてますので、ただ、ウイルスバスターは1台ずつにかけてますので、その辺を解除した場合どうなるのか。一台一台に経費とかが掛かりますので、有害サイトのセキュリティかけるっていうのはどうなるかなど。ワンクリックで、本当に大きな事件に広がってしまいますので、それこそ大変かなと思っておりますので、その辺の対処しながら環境を整えていきたいと思っております。

最後の修学旅行に関してですが、修学旅行を私がやれ、やらないっていうよりもですね、私は願っているのは、北海道内っていうのも通知できてるんですけども、極力実施できることを、日にちをずらしてでも、可能な限り、思い出ができる修学旅行の行事を成功させるように教育委員会としては支援していきたいと思っております。ただ、感染状況によりますので、こればかりは校長先生であっても私であっても、言うてはだめというか、そこには制限されるものがあるかもしれませんが、今の状況でいえば、できることを前提として進めております。

議長 高橋 秀之 君

これにて、2番 斎賀 弘孝 君の質問を終わります。

以上で通告を受けている一般質問は全て終了いたしました。

ここで11時35分まで休憩します。

(11時24分 休 憩)

(11時35分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

議 長 高 橋 秀 之 君

日程第6 報告第1号「平成31年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の件を議題とします。

報告第1号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

報告第1号「平成31年度 幌延町一般会計 繰越明許費 繰越計算書の報告について」提案理由の説明を申し上げます。

この度、報告いたします繰越明許費については、国の補正予算により、令和2年度に繰越して使用することとして、平成31年度幌延町一般会計補正予算において設定しました幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業、問寒別地区道宮畑地帯総合整備事業及び各小中学校GIGAスクールネットワーク整備事業に係る繰越明許費です。

平成31年度内に事業完了が見込まれない3つの事業について、翌年度に繰り越して使用できるとした繰越明許費の繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、議会に報告するものです。

次のページの繰越計算書をご覧ください。

翌年度に繰り越す事業及び繰越額は、6款農林水産業費1項農業費の幌延町酪農・肉用牛増産近代化施設整備事業1,356万2千円、問寒別地区道宮畑地帯総合整備事業2,475万円と10款教育費1項教育総務費の各小中学校GIGAスクールネットワーク整備事業3,742万6千円です。翌年度繰越額の合計は、7,573万8千円で、財源内訳は、国道支出金1,302万8千円と未収入特定財源の地方債3,470万円及び一般財源2,801万円です。各事業の財源内訳については、繰越計算書に記載のとおりです。

以上、報告第1号「平成31年度幌延町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第1号は、報告済みといたします。

日程第7 報告第2号「有限会社幌延町畜産振興公社の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第2号について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 山 本 基 継 君

報告第2号「有限会社 幌延町畜産振興公社の経営状況について」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、お配りした別紙の経営状況報告書によりご説明いたします。

まず事業報告ですが、平成31年度は694頭の入牧頭数となり、前年度と比較して、56頭の増加となりました。

次に貸借対照表ですが、資産の部、流動資産の定期預金が500万円、普通預金が164万164円、未収入金が35万6,076円で、資産合計は699万6,240円であります。

右側の負債の部、流動負債の未払消費税等が117万4,100円、預かり金が22万774円で、負債合計は139万4,874円であります。

純資産の部、株主資本の資本金が500万円、剰余金の前期繰越利益金が41万9,571円、当期利益金が18万1,795円で、資本の合計は560万1,366円であります。

純資産合計も同額で、負債及び純資産合計は699万6,240円であります。

次に損益計算書ですが、営業損益の部、営業収益が60,643,652円、給料から雑費までの営業費用が6,046万2,431円で、営業利益は18万1,221円であります。

次に、営業外損益の部、営業外収益では、受取利息が574円。営業外利益も同額であります。したがって、経常利益については、18万1,795円で、税引前当期利益と当期利益も同額であります。

次に株主資本等変動計算書ですが、純資産合計が560万1,366円となっております。

次に個別注記表につきましては、発行株式数を記載しております。

最後に令和2年度の事業計画ですが、草地利用計画につきましては、前年度と同様であり、放牧計画の頭数につきましては、714頭を予定し、平成31年度計画より54頭の増であります。

収支予算については、収支ともに6,190万1千円とし、収入の主なものは、受託事業収入5,898万4千円、受託業務収入35万7千円などを見込み、費用の主なものは、給料1,366万円、委託料661万7千円、肥料費849万3千円などを予定しております。

以上、報告第2号の説明といたします

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

1点、最初のページの事業報告の中で、僅かながら、預託頭数が増加して694頭という結果になったという報告の後、経営収支の面では預託頭数の減少がありましたという説明でしたが、それはどういったことなんでしょうか。

産業振興課長 山 本 基 継 君

こちらの不手際で訂正をさせていただいて、一昨日、差し替えをさせていただいたところで、よろしく申し上げます。

7 番 西 澤 裕 之 君

はい、わかりました。

3 番 植 村 敦 君

事業計画のほうなんですけども、頭数の減少に伴って、上幌延団地がほとんど利用されて

いないという現状が続いているんですけども、今回、計画の中で34頭の放牧の計画になっています。これは、どういう形でこの34頭という放牧計画になったのかお聞きします。

農政係長 新野 貞治 君

ただいまのご質問にお答えいたします。

事業計画の中では、3団地とも利用していきたいということで、34頭と載せてございます。

ただ、実際、入牧牛を受け入れして、各牛群を仕分けしたりしながら構成していくと、どうしても、実際には、上幌延に持っていくだけの頭数は確保できないのかなというのが現状でございます。

ただ計画の中で、上幌延団地をなるべく利用したいというようなことで、この数字を載せさせていただいております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

今の質問は、去年も出たんですけど、上幌延団地の今後の扱い方について町長は、上幌延団地は、僅かだけど、草を収穫できるから、草を収穫する方法もあるだろうし、また、預託を、乳牛だけじゃなくて、肥育してもどうかなという考えを今後持っていきたいというふうにお答えしているんですけども、その成果が、去年、今年とどういうふうに見てきたかをお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

はい、成果としては、実行にあらずということで、大変残念なところでありますけども、今も計画的に育成牛、和牛を含めて、少しでもその放牧頭数、預託頭数が増えることを計画して、何とかならないかという計画をしているところでもありますけども、そこも、先ほど来からの一般質問の中でもありました、農協さんとの話の中で、農協さんも多分アンケートをとったという話を聞いております。

そういう肥育についての意向があるかということで、やったというところで、頭数的には少なかったというところで、大きな頭数の増にはならなかったということもございまして、それぞれクラスター事業に乗られるような増頭計画の中で組んでいければ、それぞれ支援もあるということで、そっちのほうにも期待もかけたんですけど、今の現状では、そこまでいかない。

少ない頭数でも、何とかその部分では、先ほどの話ではないですけども、少しずつ増頭して肥育をしてくれたり、黒毛が増えてくれたりということに対して、単費でもいいから、名目上で増やしていくような形がとれるようにして、そういう団地を使っていければなという期待感はまだ今でも持っています。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

今後の農協との検討課題ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それともう一つ問題が増えてるのは、最近の農業新聞に、主要衛生管理基準案っていうのができて、その中に、公共牧場でも何かの事故のときのために、公共牧場で預かってる牛が全頭が入る簡易な牛舎なのか本格的な牛舎なのかは、まだ、議論の中ですけども、とにかく、放牧場、放牧地、公共牧場でも牛舎を設置しなければならないということになりました。

今後、これは頭を悩ませることなんですけども、すぐそうはいかないと思いますけれども、このまま反省の中からどうしていくか。3つ牧場を使えるようにするのか、それとも2つにして、本当に牛の待機場の牛舎をつくっていかないとならないのか考えていかなくちゃならないかと思うんですけども、そこら辺は、今の現状の中でどういうふうに考えていきますかお尋ねします。

町 長 野々村 仁 君

確かに放牧をすること、牛のみならず、豚から含めてそうですけども、感染症になったときに隔離をするための施設が要るということで、ただし、そこというのは、簡易的なものということの簡易的がまだ詳細によく理解できてません。それらも情報をつかまえながら、昨年度も農協さんからも冬季間の預託も含めて、百数十頭ぐらいが、余りそうだということの要請もあったということも含めて、今後、そういう施設について、我々担当部局とも情報を得ながら、考えていかなきゃならない一つのことになるのかなという気はしております。

ただ詳細には、まだその法案として、法令が定められてきたということで、その簡易という括りがどういうところなのかということの詳細がまだ掴めてませんので、情報を仕入れながら、どのような形が、今後、継続的に預託の頭数だったり冬季間の預託だったりも含めて、総合的に考えていくべきことかなと思ってます。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第2号は、報告済みといたします。

ここで13時10分まで休憩します。

(11時50分 休 憩)

(13時10分 開 議)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第8 報告第3号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況報告について」の件を議題とします。

報告第3号について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

報告第3号「株式会社幌延町トナカイ観光牧場の経営状況について」地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別にお配りした経営状況報告書によりご説明いたします。

はじめに、平成31年度事業報告をご覧ください。

トナカイ観光牧場入場者数につきましては、5月の大型連休や胆振東部地震の影響からの客足回復などにより、上期は、宗谷管内入込客数の増加に比例し、本町全体の入込客数についても増加傾向にありましたが、下期につきましては、冬季間の雪不足によるイベント中止や令和2年2月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、団体客の予約キャンセルや感染防止措置として、延べ27日間施設を休館したことが影響し、平成31年度の入場

者数は、40,969人に留まり、前年度と比較して5.7%、2,452人減少いたしました。

また、平成30年度から幌延町の学術研究、産業及び地域の振興を図ることを目的に運営する幌延町産業・地域振興センターの管理業務を受託しており、運営については、費用の合理的かつ計画的な執行に努めました。

次ページの貸借対照表をご覧ください。

資産の部のうち、流動資産の主な内容につきましては、普通預金が315万280円、商品が100万2,302円、未収入金が367万4,800円で、流動資産合計は784万182円、固定資産につきましては、該当勘定科目が工具・器具・備品44万8,204円のみのため、固定資産合計も同額となり、資産の部合計は828万8,386円です。

続きまして、負債の部のうち、流動負債の主な内訳につきましては、未払費用が280万4,374円、未払法人税が9万円、未払消費税が68万9千円で、流動負債及び負債合計は、360万6,871円です。

なお、未払費用の主なものは、令和2年3月に債権が確定する施設周辺の除雪や施設管理に係る業務委託料等です。

続きまして、純資産の部は、株主資本、資本金が200万円、剰余金、前期繰越利益金が、1,613万56円、当期利益金が81万2,071円で、資本合計は468万1,515円、純資産合計も同額で、負債の部及び純資産の部合計は、828万8,386円です。

次ページの損益計算書をご覧ください。

営業損益の部、営業収益は、3,310万1,707円、営業費用は3,217万1,373円で、営業利益は93万334円です。

次に営業外損益の部は、営業外収益が31万4,545円、営業外費用はございませんので、営業外利益は営業外収益と同額の31万4,545円です。

したがって、経常利益は、営業利益93万0,334円に営業外利益31万4,545円を加えた124万4,879円となり、税引前当期利益は同額の124万4,879円、この額から法人税、住民税及び事業税43万2,808円を差し引いた当期損益は81万2,071円です。

次ページの株主資本等変動計算書をご覧ください。

純資産に係る前期末残高386万9,444円から当期の変動を反映した当期末残高は、468万1,515円です。

次ページの個別注記表をご覧ください。

個別注記表には、重要な会計方針に係る事項及び株主資本等変動計算書等に関する注記を記載しております。

最後に、次ページ以降の令和2年度の収支予算をご覧ください。

トナカイ観光牧場管理に関する収支予算と産業・地域振興センター管理に関する収支予算を別葉で作成しております。

トナカイ観光牧場運営に関する収支予算は、収支ともに2,400万円とし、収入の主なものは、トナカイ貸し出し434万円、受託事業収入1,670万円等を見込んでおり、費

用の主なものは、賃金174万2千円、仕入れ171万5千円、水道光熱費419万3千円、委託料1,245万3千円を予定しております。

次に、次ページの産業・地域振興センターの管理に関する収支予算につきましては、収支ともに1,210万5千円とし、収入は受託事業収入1,192万4千円及びその他収入18万1千円、費用の主なものは、従業員に係る給与340万円、賞与204万円、委託料160万8千円、租税公課101万円を予定しております。

以上、報告第3号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

ありませんか。

4 番 無量谷 隆 君

トナカイ観光牧場を開館してから、長年経つんですけどな、何かこう見てみると、ワンパターンのなっていて、なかなか観光客の集客にあんまり寄与してないんじゃないのかなという感じがするんですけど、最近、旭川近郊でも、ガーデンニングとか、そういうものでだけで観光客を呼び寄せている施設があります。

そういう中で、トナカイ観光牧場も以前は、北方圏の花ということで集客するような形で、ブルーポピーは、咲く期間が非常に短いために、北方圏の花を、添えていろいろ、花園を建設するっていう形でやってたかと思うんですけども、今現在、花の関係で、かなり雑草化しているっていうか、何も花が以前から見たらなくなってる状況なんですけど、その辺の花への集客方法っていうか、その方策を今後どのように考えているか教えてください。

商工観光係長 伊 山 英 貴 君

ご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおりトナカイ観光牧場に隣接しておりますノースガーデン、花壇のほうです、整備が満足には行き届いていないということで、そこについては担当としても反省をしているところです。

少しずつではあるんですが、造成をしながら、花のほうを増やす努力はしております。

現在も北方系の花は、今までは、苗で購入した部分を、一部、種で購入をするようにして、苗の本数を大量に2千本から3千本、北方圏の苗を青いケシとは別に作っております。

そういったものを造成した箇所に、自前で植えながら、何とかして、花壇を拡張していきたいというふうに今、着手をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

4 番 無量谷 隆 君

努力して、今後、花園の名産地としてやってくのかなという感じはするんですけども、まだまだ、その辺もPR不足で、なかなか、トナカイを見た後、花壇まで行かない観光客が多い感じがするんですけども、その辺の案内版などのようなものも必要でないのかなという感じがします。

そしてある程度、子供たちが本当に喜ぶような感じで、小動物も若干おいたほうが、かえって単純にトナカイだけでなく、やはり小動物を見れる、触れる、そういうような環境も必要でないのかなという感じするんですけど、コロナに対しては逆行かもしれませんけれど

も、そういう集客方法を少々考えてはどうかと思います。

企画政策課長 角山隆一君

ただいま頂いたご意見あろうかと思いますが、昨年度あたりから、ノースガーデンにつきましては、他のガーデンの視察を行ったり、ちょっと一工夫できないかっていうようなことの検討は進めております。

また、子供たちにとということであれば、ちょっとした取り組みなんですけれども、小学生の遠足を受け入れして、一緒に青いケシを植えるとか、そういったような活動もしております。また、地域おこし協力隊の力も借りて、情報発信については不足している部分あるんですけれども、最近ですと、ケシの開花状況などをSNSに上げたり、トナカイの生まれた状況などの情報発信もしておりますので、そういったことはできる範囲の中で努力していきたいと思います。

議長 長高橋秀之君

ほかにありませんか。

3 番 植村 敦君

事業報告また計画の中で特産品の開発販売に力をいただくんだということで、去年、平成31年度までの間は、地場の樽を使ったお酒ですとか、諸々の開発を進めてきたんですけども、令和2年度は、どのような新しい特産品なり名産品っていうんですか、そういうのを創出しようとしてるのか、その辺はこの予算書の中では、この委託料の中に全て含まれるんでしょうか。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまのご質問ですけれども、委託料については、施設の管理費がこの金額に入っておりますので、商品開発の部分というのは、ここではなくて、予算の中でいきますと、仕入れとかの部分で、物を購入して売るという形で、先ほど議員がおっしゃったような樽の風味をつけたお酒の販売であったり、昨年度、試験的に牛肉の基本契約を結んで、1頭分を用意しておりますので、そういったものを試しになるかと思うんですけれども、取り扱っていきなというふうには考えて予算を上げております。

3 番 植村 敦君

ちょっと聞き逃しました。その辺の予算は、水道光熱費って言ったんですか。

聞き逃したんですけども。

(「仕入れって言いました。」の声あり)

はい、ありがとうございます。

今年度は、昨年度に仕入れた和牛肉を少し販売ということなんですけども、実際どのような形で町民もしくは町外の人にアピールしていくのかという方法なんですけど、毎年であれば、名林公園まつり等々で、そういう事業も出てきたかと思うんですけども、今年度はそれも中止という形になってますんで、どのような形でその辺のPRをしていくのか再度お聞きします。

企画政策課長 角山隆一君

ただいまのご質問ですけれども、今年度の予定といたしましては先ほどお話あったとおり、

名林公園まつりでの提供とふるさと納税の返礼品という形で、宣伝をしていこうというふう
に考えておりました。

名林公園まつりについては、中止になりましたので、ちょっとその部分についてはどうす
るか今後ちょっと検討が必要なんですけども、ふるさと納税の返礼品については、包装等の
調整が済んでいないんですけれども、準備を進めて、ふるさと納税の返礼品として上げたい
など考えています。

ふるさと納税の話になりますと、ふるさとチョイスに加えて、もう1サイト、ふるさと納
税の受け口のサイトを増やしているのです、そういった増やしたタイミングに合わせて、新し
い商品の宣伝を図ればなというふうを考えております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

先ほど冒頭の課長の説明の中で、団体客のキャンセルがあったってという報告ありましたけ
ど、一体、団体客のキャンセルは何人あったのか、お尋ねしたいと思います。

それと2点目なんですけど、前年度の損益計算書で給料が569万8千円、これ何人分で、
どのように計算してこのようになるのかをお尋ねします。

3点目に安心生産農園さんには、例年どおり、ガス代だけ負担してもらって、水道、電気
代は全部、こちら側が持つという会計報告になっているのかお尋ねします。その安心生産農
園さんが、補助金申請のときに、一体、お昼の食堂ですから、食堂を何人利用するって
いう予定を立てた計画書で補助金の申請を持ってきてるんですか。

商工観光係長 伊 山 英 貴 君

まず1点目のキャンセルについてのお話なんですけど、ここ数年、冬季間に旭川から稚内に
走るツアーがありまして、その過程でうちの牧場に寄って行っていただいて、トナカイのソ
リだとか、写真撮影、餌やりっていうものを、ツアーの中で工程で組まれて入ってきてるん
ですが、コロナの影響以降、もちろん個人も含めてなんですけど、そういったものが、本数に
して、団体については7本から8本ほどがキャンセルという形になっております。そのほか、
個人で来られてる方も、何名かソリの予約という形で連絡をいただいたりはしてたんですが、
先方のほうから、コロナの影響があるので、キャンセルしますということで、先方のほうか
ら連絡をいただいております。ということでよろしいでしょうか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ほかのご質問ですけれども、給与に掲載している人員といたしましては、パート職員と正
職員を含めて10名です。産業地域振興センターの事務、正職員が2人、清掃に係るパート
職員が5名、また、ホロカルの販売員として3名というようなことで計10名となっております。

また、管理委託料に関しましては、支配人業務の委託ですので、これは定額ということに
なっておりますので、議員おっしゃっていたような、集客に対してというのではなく、管
理支配人業務に対しての委託料のお支払いというふうになっております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

先ほどの団体客のキャンセルがあったっていう連絡があるっていうことは、食事をしないっていうキャンセルがきてるわけなんですか。それとも、トナカイを利用することをもうそこには行けなくなったということで、7本から8本ということは、1本のバス、大型観光バスで来たら、40人も50人も乗って、結局、8本あったら400人も500人も来なくなったっていうキャンセル、そういう大きなキャンセルがあったのかっていうのを聞きたかったんですね。

安心生産農園さんについては、例年は、ガス代だけ負担してもらって食堂を開いていて、水道、電気代そういうのは、こちらでみていますっていう答弁もらったんですよ。黒字にならないからだって、黒字になるのに、補助金申請をもらうときに、いつも補助金出しているんだから、会計報告をしてもらってるでしょ。そういう約束なんだから。

その中で、安心生産農園さんでは、食堂を一体何人利用するっていう計画がきているんですかっていうことを聞きたいんですよ。だから、何人来たら黒字になったら、全部負担してもらうという去年の説明をしていただいたんで、何人来らいたい4万人のうち、何人来たら食堂が黒字になるんですか。なるんですかっていうか、なるような補助金申請をしているのかっていうことをお聞きしたいんです。

商工観光係長 伊 山 英 貴 君

まず1点目の団体客のキャンセルに係る内容ですよ。

基本的には食事ということではなくて、夕方前の3時ぐらいにバスが、うちの牧場に来て、主にソリの予約なんです。休憩と折角なのでソリに乗せてくださいっていう予約なので、食堂の利用ということではありません。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

安心生産農園さんとの関係といたしますか、繰り返しの説明なんですけども、トナカイ観光牧場としては、支配人の委託業務ということで、委託料をお支払いしてます。

補助金を出してるというわけではないんです。その中で、収支状況で赤字の場合は、光熱水費、経常的な費用を負担するというような形になってますので、あくまで、委託料の支払い、こちらについては定額というようなことになります。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

私去年もこんなを質問したんですよ。

そしたら、角山主幹がこう答えてるんですよ「経営状況の報告については、毎年度、決算が終わった時点で報告を受けて、判断しているところなんですけども、やはり先ほど、説明あったように収支の部分ですね、まだ、安心生産農園さんで出せるような状況には至っていないというところで、現状、ガス代のみというような形になっています。」っていうんですよ。

じゃあどういった状況になったら、ガス代だけを安心生産農園さんで負担して、水道電気代をこちらでみるのを改善されるんですか。

もう、決算報告も何も受けてないですか。もう委託したら、去年とそういうことは全然話が違って来るんですけど。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ちょっとお答えが噛み合ってなくて申し訳ありません。

収支の報告は受けております。その中で、前年と同様、赤字ということを鑑みて、昨年度は、赤字であったということなので引き続き、経常的な経費もこちらで負担するという事なんですけれども、先ほどの中にあつたように、毎年どういう状況なのかというのをこちらでも聞き取りはしております、改善に至ってないというところはあるんですけれども、収支の確認は別にしております。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

そういうではなくて、何人来る予算になつてゐるんですか、安心生産農園さんに何人お昼を食べに来てくれるように、食堂を利用してくれる人数で、補助金申請出して、補助金とは言わないって言われたんですけども、計画書を出しているのかつていうことなんですよ。

いつまでたつてもそういうふうな計画書だったら、何人来れば、4万人のうち何人食堂を利用してければ、ガス代ももちろん出す、電気・水道代もみるべきところはみるようになるのか、改善されるのかつていうことをお伺いしているんですよ。数字は掴んでいないんなら数字を掴んでいませんでいいんですよ。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

収支が黒字か赤字かというような確認はしておりますけれども、それに対する細かい客単価であつたり、どれぐらいの利益があつて、どれぐらい売れば、ここが黒字に転換するんだというところまでは、聞き込みをしております。

2 番 齋 賀 弘 孝 君

はい、わかりました。それでしたら、今後それを改善したほうがいいと思いますよ。一体、何人お客さんが来たら黒字経営に向かつてやっつけていけるのかどうか。いつまでたつても、4万人それを今度は5万人にしようとするんでしょう。5万人を幌延町のトナカイ牧場に年間来ても、まだ、赤字だつていうのなら、また考えないといけない。

今度また、そういう場面がありましたら、よく相談してほしいと私は思います。

それと、これも先程あつたんですけども、北海道観光連盟機構、観光協会と一緒になつて観光PRするというふうにしてあるんですけども、今年、稚内は北宗谷で連携して、観光庁の日本版地域連携づくり法人を立ち上げました。これは、地域の町村の枠を越えてやろうということだと、6町村が1月21日現在加入していますが、なぜ幌延町はこれに加盟して、トナカイ観光牧場をPRしていこうとしなかつたんですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ご指摘の件は、DMOの関係かと思つておりますけれども、もともと母体であつた宗谷の観光連盟だつたかと思うんですけども、そこを派生させてDMOをやろうということで取り組みを進めておられたんですけども、事務局の方からお話があつて、幌延町は仲間に入っていないというか入れていただけなかつたつていうのが正直なところで、そのメンバーでまず取り組みを進めたいというようなことで、稚内市のほうから説明を受けました。

我々としては、宗谷観光連盟のほうは、一度手をとめるんだけれども、DMO進みぐあいによってはまた、その波及効果を出すために協会のほうも動きを出していくというようなことだったので、我々としては仲間に入れなかつたというような言い方が適切かどうかわかり

ませんけども、お話をいただいて、納得できない部分はありますけれども、今後の推移を見て、ただ、宗谷一体で観光をやっていくってところは変わらないという話いただいていますので、状況を見ているというところですよ。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

準備は、稚内観光活性化推進協議会内に設置して、稚内信用金庫さんを会場にして、松田理事長の挨拶もあって、行われたんですけど、それに幌延町は呼ばれてなかったんで、参加できなかったということですよ。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

現状ではそのような状況ですよ。

議 長 高 橋 秀 之 君

よろしいですか。

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

ただいま議題となっております、報告第3号は、報告済みといたします。

お諮りします。

この際、日程第9 同意第1号から日程第16 同意第8号までの「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の8件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議題にしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、同意第1号から同意第8号までを、一括議題といたします。

同意第1号から同意第8号までについて、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

このたび、農業委員会委員の任期満了に伴い、2月より委員の募集を実施した結果、3名の団体推薦と6名の一般応募があり、農業委員会委員候補者評価委員会に意見を求めたところ、候補者全員が委員として適正である旨回答されましたので、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、議会の同意を求めるものであります。

同意第1号の小島和博氏につきましては、現在農業委員会委員としてご尽力いただいているところであり、北海道中央農業共済組合より推薦があったことから、引き続き農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。小島和博氏の住所は幌延町字幌延56番地3、生年月日は昭和25年2月18日生まれの満70歳であります。

同意第2号の無量谷稔氏につきましては、現在農業委員会委員としてご尽力いただいているところであり、幌延町農業協同組合より推薦があったことから、引き続き農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。無量谷稔氏の住所は、幌延町字下沼39番地4、生年月日は昭和31年10月11日生まれの満63歳であります。

同意第3号の佐藤浩幸氏につきましては、現在酪農業を営んでおり、幌延町農業協同組合より推薦があったことから、農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。佐藤浩幸氏の住所は、幌延町字間寒別300番地、生年月日は昭和38年12月2日生まれの満56歳であります。

同意第4号の庄司金八氏につきましては、現在農業委員会委員としてご尽力いただいているところであり、このたび応募があったことから、引き続き農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。庄司金八氏の住所は、幌延町字下沼448番地1、生年月日は昭和30年1月2日生まれの満65歳であります。

同意第5号の卯子澤春雄氏につきましては、現在農業委員会委員としてご尽力いただいているところであり、このたび応募があったことから、引き続き農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。卯子澤春雄氏の住所は、幌延町字中間寒220番地の6、生年月日は昭和41年3月9日生まれの満54歳であります。

同意第6号の松島収氏につきましては、現在酪農業を営んでおり、町内の農業に係る問題を解決したいとの思いから、このたび応募がありましたので、農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。松島収氏の住所は、幌延町字開進925番地3、生年月日は昭和37年11月29日生まれの満57歳であります。

同意第7号の糠則明氏につきましては、現在農業委員会委員としてご尽力いただいているところであり、このたび応募があったことから、引き続き農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。糠則明氏の住所は、幌延町字間寒別575番地、生年月日は昭和36年1月26日生まれの満59歳であります。

同意第8号の皆川良雄氏につきましては、現在酪農業を営んでおり、農業に係る問題、知識等を学び、少しでも農業発展に貢献していきたいとの思いから、このたび応募がありましたので、農業委員会委員として任命いたしたく、議会の同意を求めるものです。皆川良雄氏の住所は、幌延町字下沼200番地1、生年月日は昭和37年11月1日生まれの満57歳であります。

今回、農業委員会委員として議会の同意を求める任期は、いずれも令和2年7月20日から令和5年7月19日であります。

このたび候補者となられた方々については、地域の農業に精通されており、これまで蓄積された識見や経験を基に、農地利用の最適化をより良く果たすには適任と考えておりますので、ご同意のほどお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第1号から同意第8号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

日程第17 同意第9号「農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて」の件を議題とします。

4番 無量谷 隆 君は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので、退場を求めます。暫時休憩します。

(13時48分 休 憩)

(13時49分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

同意第9号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

農業委員会委員の任命につき、同意を求めることについての提案理由を申し上げます。

無量谷 隆 氏につきましては、現在、農業委員会委員としてご尽力いただいているところであり、任期満了に伴い応募があったことから、引き続き農業委員会委員として任命いたしたく、農業委員会等に関する法律第8条第1項に基づき、議会の同意を求めるものであります。無量谷 隆 氏の住所は、幌延町字下沼477番地3、生年月日は昭和26年3月15日生まれの満69歳であり、任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までであります。無量谷 隆 氏は、地域の農業に精通されており、これまで蓄積された識見や経験を基に、農地利用の最適化をより良く果たすには適任と考えておりますので、ご同意のほどお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、同意第9号は、討論を省略し、原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

ここで、無量谷議員の着席を求めます。暫時休憩します。

(13時51分 休 憩)

(13時52分 開 議)

休憩を解いて会議を再開します。

お諮りします。

この際、日程第18議案第1号「町道の廃止について」、日程第19議案第2号「町道の認定について」の2件は、関連がありますので、会議規則第37条の規定に基づき、一括議

題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、議案第1号と議案第2号を一括議題といたします。

議案第1号と議案第2号の提案理由の説明を求めます。

建設管理課長 島田 幸司 君

議案第1号「町道の廃止について」及び第2号「町道の認定について」提案理由を申し上げます。

本件につきましては、道路法第10条第1項及び同法第8条第2項の規定に基づき、提案するものであります。この度、廃止及び認定しようとする路線につきましては、幌延31号線及び問寒22号線であります。

幌延31号線につきましては、国が進める一般国道40号天塩防災事業に関連し、道道稚内幌延線の線形が改良され、切り替えられることにより、その一部が、本路線と重複することから、起点を変更し、路線認定を変更するものであります。総延長につきましては、699.80mから、40.06mを削除し、659.74mとするものであります。

問寒別22号線につきましては、昨年度の道路台帳補正業務の調査の結果、終点側の2.35mにつきましては、道路の実態がなく、今後の道路整備も不要であることから、終点を変更し、路線認定を変更するものであります。総延長につきましては、257.96mから、2.35mを削除し、255.61mとするものであります。

以上、議案第1号及び第2号の提案理由といたします。

議長 高橋 秀之 君

これより、質疑を行います。

7 番 西澤 裕之 君

先ほど課長の説明があったとおり、国が進める国道40号の改良事業に伴いということだったんですけれども、天塩大橋の開通が、何年ごろになるのかという情報を得ているのかどうか、お聞きいたします。

建設管理課長 島田 幸司 君

今回の道道稚内幌延線の線形が変更されて、最終的に道道の供用開始になるのが、9月末と今予定しているというふうに、開発のほうからは報告を受けてます。

また、新しい天塩大橋の供用開始につきましては、11月下旬ぐらいを目標に工事を進めているというような話を聞いております。

2 番 斎賀 弘孝 君

幌延のほうは除雪するでしょうけど、問寒22号線は地域の住民の声があれば、冬の除雪の対象町道になるのですか。

建設管理課長 島田 幸司 君

問寒別22号線につきましては、冬季間は除雪していない、議員ご承知のことだと思います。

それにつきましては、利用実態もないということで、今現在は除雪はしていない状況です。ただ、今、議員がおっしゃられたように、今現在は除雪路線としては入っていませんけれども、もし何かの使う機会というか、町民の方から何かで使いたいというようなご要望があれば、ご相談いただければと思いますので、よろしくお願いします。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありますか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております議案第1号と議案第2号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第3号「第6次幌延町総合計画基本構想の策定について」の件を議題とします。

議案第3号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

議案第3号「第6次幌延町総合計画基本構想の策定について」提案理由を申し上げます。

第6次幌延町総合計画につきましては、平成31年度に計画期間最終年度を迎えることから、町民アンケート、役場内に設置した総合計画策定委員会、また、26名で構成する幌延町総合計画審議会により審議を行い、策定を進め、6月17日に審議会から総合計画基本構想について答申をいただきました。

総合計画基本構想の策定につきましては、幌延町まちづくり基本条例第27条第2項におきまして、議会の議決を経て定めると規定しておりますので、本日、議案として提出し、ご審議いただく運びとなりました。

総合計画は、長期的視点から幌延町が目指すべき将来像や基本目標を定め、その実現に向け、基本的な取り組みの方向性を示すものとなります。

第6次総合計画に定めるまちの将来像は、「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ～」といたしまして新たな時代、未来へ幌延町をつなげていくため、町民一丸で、切り拓き・創造することにより、笑顔と希望に満ちあふれたまちを築いてまいりたいと考えております。

総合計画は、まちづくりの方向性を示す最上位に位置付けられる計画となりますので、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。なお、基本構想の概要につきましては、企画政策課長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

それでは、私から「第6次幌延町総合計画基本構想」の概要につきまして、ご説明申し上げます。

それでは、お配りした別冊「第6次幌延町総合計画（案）」に沿ってご説明いたします。

3ページをお開きください。3ページから22ページにわたる「第1部 序論」につきましては、「第1章 計画策定にあたって」及び「第2章 計画の背景」の2章で構成しており、計画策定の趣旨、計画の位置付け、計画の構成及び計画期間について記載しております。3ページには、時代潮流や地域社会環境の変化に対応したまちづくりを計画的かつ総合的に推進するため、町政の最上位計画として「第6次幌延町総合計画」策定すること、4ページには、第6次幌延町総合計画の期間について、基本構想は令和2年度から令和11年度までの10年間、基本計画は前期5年・後期5年とし、重点戦略は、国の第2期総合戦略計画期間との整合を図り、前期基本計画と同様の5年間、実施計画については、3年間で策定し、毎年度事業実績を評価して計画を更新することを記載しております。

5ページから21ページにわたっては、「第2章 計画の背景」として「第1節 幌延町の概況」「第2節 町民の意識・意向」「第3節 幌延町を取り巻く時代潮流とまちづくりの課題」について記載しており、「第1節 幌延町の概況」として町の位置・地勢、気象条件・土地利用の状況、人口・世帯の動態、産業等について現状を記載しております。16ページからは「第2節 町民の意識・意向」として、町民アンケート調査結果の概要を記載しております。20ページから21ページにわたっては、「第3節 幌延町を取り巻く時代潮流とまちづくりの課題」として、「1 人口減少・少子高齢化と地方創生」「2 社会経済環境の変化」「3 安全・安心への関心の高まり」「4 地域社会ニーズの多様化」「5 持続可能な社会への取組」の5項目を今後のまちづくりを進めるにあたり必要となる要素との認識のもと、掲げております。

続いて25ページからの「第2部 基本構想」につきましては、25ページから29ページにわたり「第1章 まちが目指す姿」「第2章 施策の大綱」の2章で構成しております。

25ページをご覧ください。「第1章 まちが目指す姿」として、第6次総合計画において幌延町が目指す「まちの将来像」を「共に拓き、共に創り、未来へつなぐ！～笑顔と希望に満ちあふれるまち ほろのべ～」と定めまして、その将来像の実現に向け、5つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

26ページの「第2節 目標人口」につきましては、自然推計では、令和11年時点の人口1,941人との結果が出ましたが、重点戦略として実施する総合戦略に掲げた施策等の取組を進めることにより、人口減少の抑制を図ることで、2,100人を維持する設定いたしました。

次に27ページからは、総合計画の根本について、第2章において施策の大綱として、5つの基本目標及び各目標実現のための基本施策を定めています。

基本目標1「持続可能なまちづくりを進める」では、地域づくり・行財政運営の観点から基本施策として、「1-1 協働のまちづくりの推進」「1-2 移住・定住の促進」「1-3 人権尊重・男女共同参画の推進」「1-4 効率的・効果的な行財政運営」を掲げております。

続いて、基本目標2「活力と賑わいを創る」では、産業振興・雇用の観点から基本施策として「2-1 農林業の振興」「2-2 商工業の活性化」「2-3 観光・交流人口の拡大」「2-4 新産業の創出と企業誘致の推進」「2-5 雇用対策・消費者対策の推進」を掲げておりま

す。

続いて28ページの基本目標3「健やかな暮らしを共に支える」では、保健・福祉・医療の観点から基本施策として、「3-1健康づくりの推進と医療体制の確保」「3-2地域福祉と高齢化に対応したまちづくり」「3-3結婚・出産・子育て支援の充実」「3-4障がい者福祉の充実」「3-5社会保障の充実」を掲げております。

続いて、基本目標4「生きる力と文化を育む」では、教育・文化の観点から、「4-1学校教育の充実」「4-2生涯学習の推進」「4-3スポーツの振興」「4-4芸術・文化の振興」を掲げております。

続いて29ページの基本目標5「豊かな自然と安全を守る」では、環境保全・生活環境の観点から基本施策として「5-1適正な土地利用と街並みの整備」「5-2道路・公共交通の整備」「5-3情報・通信の整備」「5-4住宅・公園・緑地・水辺の整備」「5-5上水道・下水道の整備」「5-6環境衛生の向上」「5-7消防・防災・減災体制の強化と防犯・交通安全対策の推進」を掲げております。以上第6次幌延町総合計画基本構想の説明といたします。審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

計画これ案なんですけども、これを出すに当たっては、町民から意見を伺う場面があったと思うんですよね。それを受けないで、今、これを認定して、町民からの意見、何ていうか名前忘れたんですけども、それは活かさないで、今度、どこが違う場面で活かすところがあるんですか。

企画政策課長 角 山 隆一 君

基本構想の策定にあたりましては、審議会の意見ということで、町民の代表としてのご意見をいただいた中で、町民アンケートも行いながら策定をしております。

この後の流れといたしまして、基本計画をあと作っていきますけれども、その中でパブリックコメントについては、実証を予定しております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第3号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

ここで、14時30分まで休憩します。

(14時10分 休 憩)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

日程第 2 1 議案第 4 号「幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について」の件を議題とします。

議案第 4 号について、提案理由の説明を求めます。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

議案第 4 号「幌延町過疎地域自立促進市町村計画の変更について」提案理由を申し上げます。

幌延町過疎地域自立促進市町村計画は、平成 2 8 年度から平成 3 2 年度・令和 2 年度までの 5 か年計画で、策定にあたっては、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 1 項の規定に基づき、議会の議決をいただいているところではありますが、この度、計画の一部を変更することといたしました。

計画の変更にあたり、同条第 7 項の規定に基づき、北海道と事前協議を行い、令和 2 年 5 月 2 7 日に、異議ない旨、協議が整ったことから、本定例会において議決をお願いするものであります。

それでは、別紙様式 4 「過疎地域自立促進 市町村計画」変更表に基づき、変更の内容についてご説明いたします。

今回の変更は、新規 1 事業の追加及び既存事業 4 事業について、事業内容を変更するもので、新規事業につきましては、幌延中学校屋内体育館アリーナ照明の一部に故障による不点灯が頻発していることから、現在の水銀灯照明器具全基を LED 灯に改修することを目的に、「区分 6 教育の振興」「事業名 (1) 学校教育関連施設」に「幌延中学校改修事業」を追加するものです。

既存事業の変更につきましては、「区分 2 交通通信体系の整備、情報化及び他地域間交流の促進」「事業名 (1) 市町村道」に「橋梁長寿命化改修事業」として、老朽化が進む下平橋の予防保全及び長寿命化を図ることを目的に「橋梁改修工事」及び「実施設計業務」を追加いたします。

次に変更の 2 事業目「区分 3 生活環境の整備」「事業名 (1) 水道施設」に「農業用水道施設改修事業」として、音類地区における営農用水の安定供給を目的とした「漏水探查用量水器新設工事」の追加、同じく上幌延開進地区における良質で安定した営農飲雑用水確保及び安定した飲用水供給を目的に、新たに「上幌延開進地区農業用水道施設改修事業」及び「配水管及び作工部に係る管理工」の追加、また、幌延簡易水道区域内における配水管更新による安定的なライフライン確保を目的に、新たに「簡易水道施設改修事業」として「 2 条線～ 3 条南 1 丁目線」「 3 条南 1 丁目～ 4 条南 1 丁目線」「 4 条伸通線～ 5 条南 1 丁目線」「 5 条線、元町、道道稚内幌延線」に係る「配水管布設工事」を追加するものです。

また、変更の 3 事業目は、同じく区分 3 「事業名 (5) 消防施設」「問寒別分遣所庁舎整備事業」に指揮活動及び広報活動等の充実を図ることを目的とした「消防指令広報車」の導入を新たに追加いたします。

変更の 4 事業目につきましては「区分 8 集落の整備」「事業名 (2) 過疎地域自立促進

事業特別事業」に、地域集落の維持を目的とした「地域コミュニティ形成事業」を新たに追加いたします。

これら事業を計画に搭載し、過疎債を有効活用することにより、町民の暮らしの充実を図るため「幌延町過疎地域自立促進市町村計画」を変更することとしています。

以上、議案第4号の提案理由といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第4号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第5号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の件を議題とします。

議案第5号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

議案第5号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」提案理由の説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画は、交通条件や自然的、経済的等の諸条件が他の地域と比較して不利な地域に対し、住民の生活文化水準の格差是正を目的とした公共的施設を整備しようとする場合、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決をいただき策定するものであります。

なお、この計画に基づいて発行する辺地対策事業債については、元利償還金の80%が普通交付税に算入されます。

平成27年度に策定しました計画は、平成31年度で終了しましたので、新たに令和2年度から令和6年度までの5年間の計画を策定することとなりますが、この策定に必要な北海道知事との事前協議につきましては、令和2年5月1日付けで異議がない旨の回答をいただいております。

2枚目の総合整備計画書をお開きください。

辺地の概況、公共的施設の整備を必要とする事情、次のページには、公共的施設の整備計画を記載しております。1枚めくっていただき、公共的施設の整備計画について、その内容をご説明します。

整備する施設は、道路では町道問寒中間寒線道路改良、橋梁長寿命化改修の2事業で、事業費5億4,120万7千円、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額は2億5,710万円

です。

自動車・雪上車では、地域公共交通車両整備の1事業で、事業費388万円、辺地対策事業債は360万円です。

除雪機械では問寒別除雪センター整備、建設機械整備の2事業で、事業費1億193万5千円、辺地対策事業債は1億190万円です。

学校教育では問寒別小中学校改修の1事業で、事業費1,104万2千円、辺地対策事業債は670万円です。

消防施設では、小型動力ポンプ付積載車整備の1事業で、事業費、辺地対策事業債、共に1,200万円です。

飲用水供給施設では問寒別地区農業用水道施設改修、問寒別地区道宮畑地帯総合整備、農業用水道水道管移設の3事業で、事業費4億2,870万1千円、辺地対策事業債は2億5,150万円です。

下水処理では個別排水処理施設整備の1事業で、事業費4,063万円、辺地対策事業債は1,400万円です。

整備計画の合計は、事業費が11億3,939万5千円、辺地対策事業債の予定額は6億4,680万円であります。

以上、議案第5号「辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について」の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第5号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第6号「幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。議案第6号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦 君

議案第6号「幌延町税条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るための特例措置を講ずる必要性から、地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布されたことに伴い、特例措置の規定等を整備し

ようとするものであります。

なお、この改正条例については、2条建ての条文からなっており、第1条及び第2条ともに幌延町税条例の一部改正であります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。なお、法令及び条例改正に伴う条項や文言の整理につきましては、説明を省略させていただきます。

始めに第1条改正の、幌延町税条例の一部改正であります。

附則第10条の2の改正については、地方税法の定める範囲内で、地方自治体が特例割合を定めることができる、地域決定型地方税制特例措置に関する規定において、第19項は、地方税法附則第62条で追加規定された、生産性向上設備等に該当する一定の事業用家屋及び建築物に対する固定資産税課税標準の特例割合を零とする改正であります。

附則第15条の2の改正については、軽自動車税の環境性能割の非課税に関する規定で、環境性能割の臨時的軽減の適用期限を6ヵ月延長し令和3年3月31日までとする改正であります。

附則第23条の改正については、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続きに関する規定で、徴収猶予に係る申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正、若しくは提出を求めたにも関わらず、求めに応じず20日を経過した場合、当該申請を取り下げたものとみなす規定を整備する改正であります。

2ページをお開きください。

第2条改正の幌延町税条例の一部改正であります。

附則第24条の改正については、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関する規定で、イベントの中止等をした事業者に対する払い戻し請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係るもので、本条例において寄附金控除の対象として指定するための規定を整備する改正であります。

附則第25条の改正については、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関する規定で、新型コロナウイルスの影響で入居が遅れた場合には、住宅ローン控除の適用期間を1年間延長し、令和16年度までとする改正であります。

最後に附則であります。この条例は公布の日から施行することとし、ただし書きで第2条の規定は、令和3年1月1日から施行することとしております。

以上、議案第6号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

ありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第6号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第7号「幌延町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第7号について、提案理由の説明を求めます。

住民生活課長 早坂 敦 君

議案第7号「幌延町固定資産評価審査委員会 条例の一部を改正する条例の制定について」の提案理由の説明を申し上げます。

この度の改正につきましては、本条例において引用している法律に改正があったことから、関連する条項等の整理を行うためのものであります。

それでは、配布しております新旧対照表により説明させていただきますので、議案と併せてご覧願います。

第6条第2項の改正は、引用する法律名を「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」から「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるもので、その法律名改正に伴い、引用する条項も併せて整理しようとするものであります。

次に附則であります。施行期日に関する規定で、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。

以上、議案第7号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第7号は、討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第8号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」の件を議題とします。

議案第8号について、提案理由の説明を求めます。

町 長 野々村 仁 君

議案第8号「町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由をご説明申し上げます。

本条例改正は、令和元年5月9日付けで元職員から提訴され、令和2年1月31日に和解

成立した「令和元年（ワ）第884号損害賠償請求事件」により、町政に対する町民の信頼関係に多大な影響を与えたことに対する責任を明らかにするため、町長及び副町長の給料を減ずる措置を行うものであります。

改正の内容としては、本則の附則として、新たに2項追加することとしており、第11項として、町長の給料について、令和2年7月支給分は、第3条第1号に規定する給料月額から10分の1を減じて得た額とし、第12項として、副町長の給料について、令和2年7月支給分は、第3条第2号に規定する給料月額から10分の1を減じて得た額とするものであります。

次に改正条例の附則ですが、この条例は公布の日から施行することを規定しています。

この度の案件につきましては、町として心より遺憾の意を表するとともに、町民並びに議会にご心配とご迷惑をお掛けしましたこと、心よりお詫び申し上げます。今回の事案を受けて、全体の奉仕者としての使命を改めて深く自覚し、再発防止と服務規律の保持に一層努めるとともに、町民の皆様からの信頼回復に努めてまいります。

以上、議案第8号の提案理由の説明とさせていただきます。

議長 高橋秀之君

これより、質疑を行います。

（「ありません」の声あり）

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第8号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第9号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算（第2号）」の件を議題とします。

議案第9号について、提案理由の説明を求めます。

総務財政課長 藤井和之君

議案第9号「令和2年度 幌延町一般会計補正予算」について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、集落支援員及び地域おこし協力隊運営事業などの会計年度任用職員に関する人件費の調整と庁舎管理費では役場庁舎の修繕費、各款における新型コロナウイルス感染症に対する医療及び教育、防災などの各施設における対策経費並びに、商工振興費では感染リスク低減・事業継続支援事業、観光費では地域の魅力を伝える「幌延ブランド」発信事業など、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金などを活用した、緊急課題に対応するための予算計上となっております。

1ページをお開きください。

第1条第1項 歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算にそれぞれ8,212万3千円を追加し、歳入歳出それぞれの予算総額を53億9,327万3千円にしようとするものです。

第2項第1表 歳入歳出予算補正の主な内容について説明いたします。

2ページをお開きください。

始めに歳入ですが、13款国庫支出金1,852万8千円の減、17款繰入金2,900万円の増、18款繰越金1,822万9千円の増、20款町債5,340万円の増などで、歳入合計8,212万3千円の増額補正です。

次に3ページの歳出ですが、2款総務費400万7千円の増、3款民生費2,984万7千円の増、7款商工費688万5千円の増、8款土木費3,053万1千円の増、9款消防費528万1千円の増、10款教育費549万7千円の増などで、歳出合計8,212万3千円の増額補正です。

第2条 地方債の補正ですが、4ページをお開きください。

建設機械整備事業では、国の交付金補助制度の見直しに伴い、社会資本整備総合交付金の減額などにより、地方債限度額1,760万円を3,180万円に、橋梁長寿命化改修事業の地方債限度額7,680万円を1億1,260万円に、新たに北海道総合行政情報ネットワーク改修事業として340万円を追加して補正することとし、地方債限度額の合計は、9億5,340万円が10億680万円になります。

以下、歳出、歳入の順で補正予算の主な内容について説明いたします。

20ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費では、役場庁舎のボイラー用の老朽化した煙突の陣笠の修繕のため、125万4千円の増額、7目企画費の地域おこし協力隊運営事業では、会計年度任用職員の期末手当等の経費を当初予算に計上していなかった分と、令和3年3月の廃止対象駅に対するメモリアル企画の経費などで210万1千円の増額です。

3款1項1目社会福祉総務費では、国民健康保険診療所特別会計の看護師派遣業務、新型コロナウイルス感染症対策の医療機器や感染防止対策用物品の購入などにより、繰出金、2,013万8千円の増額、社会福祉施設感染症予防対策事業では、福祉サービス事業所の感染予防対策経費に対する補助金840万円の新規計上です。

22ページをお開きください。

3款2項4目児童福祉施設費の認定こども園管理費では、他市町村の保育所への預け入れに係る広域入所委託契約締結費用として51万7千円の新規計上です。

4款1項2目予防費では、新型コロナウイルスへの感染時に重篤化しやすいと言われている、妊婦及び人工透析患者に対し、定期通院時の感染リスク軽減を目的に、対象者へマスクを配布する妊婦等感染症予防対策事業として7万5千円の新規計上です。

7款1項1目商工振興費では、新型コロナウイルス感染症における感染リスクの低減・事業継続支援事業として、政府の休業要請や営業時間短縮に協力した場合や、売りに上げに影響を受けたが今後も事業を継続する意思があるなどの要件を満たす事業者を対象に、商工会が実施する給付金事業に対する補助経費として540万円の新規計上です。

24ページをお開きください。

7款1項2目観光費では、新型コロナウイルス感染症の収束を見据えた地域経済活動の復興を図るため、地域の魅力を伝える幌延ブランド発信事業として、3種類のポスター制作、PRグッズの制作費用148万5千円の新規計上です。

8款2項1目道路維持費では、およそ30年を経過して老朽化した仮設式防雪柵を3か年で更新するための初年度の経費として1,859万6千円の増額、4目橋梁新設改良費では、橋梁長寿命化改修事業として、昨年度の橋梁点検で補修が必要と判断された3橋に係る橋梁改修工事実施設計業務委託料で1,193万5千円の増額です。

9款1項2目防災費の防災対策事業では、新型コロナウイルス感染症対策に必要な消耗品、備品の確保のため、181万6千円の増額、北海道総合行政情報ネットワーク改修事業では、北海道と全道市町村が衛星と有線の両方の通信確保のための設備改修で、北海道が工事を行う分のうち、負担金として346万5千円の新規計上です。

26ページをお開きください。

10款2項1目及び10款3項1目の学校管理費では、新型コロナウイルス感染症の予防対策として必要な消耗品、備品購入や、修学旅行の時期を変更したことによる、増額経費に対する補助金として、小学校感染症予防対策では222万5千円、中学校感染症予防対策事業では、90万8千円の新規計上です。

10款4項1目社会教育総務費の社会教育施設感染症予防対策事業では、新型コロナウイルス感染症の予防対策として、消耗品9万6千円、図書館用の書籍消毒機を幌延と問寒別に設置するための経費226万2千円の新規計上です。

次に歳入ですが、16ページをお開きください。

13款2項2目から7目の国庫補助金のうち、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金3,659万4千円の新規計上と補助制度の見直しにより、道路橋梁費国庫補助金の5,537万9千円の減です。

17款繰入金では、公共施設等整備基金繰入金2,900万円の増です。

18款繰越金では、収支不足の財源として、繰越金1,822万9千円の増です。平成31年度決算見込みにおける繰越額については、繰越明許費分を除いた純繰越金が9千万円程度になることから、繰越金の当初予算額と今回の補正財源を除きますと、3千万円程度が留保財源になると見込んでいます。

18ページをお開きください。

20款 町債につきましては、先ほど、第2条 地方債の補正で説明しておりますので省略いたします。

以上、議案第9号 令和2年度 幌延町一般会計補正予算 第2号の提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。質疑の方法は、歳出一括、歳入一括、総括の順で行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳出一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

23ページの商工費なんですけれども、新規で540万の計上があり、一般財源として、590万円減というふうになっております。国庫支出金でコロナ対策として1,130万円がついているんですけども、この590万円の一般財源の減というのは、前回の一般会計補正で1,060万円が新規で持続化緊急対策として一般財源で上げていたんですけども、その分が減になっているというふうなとらえ方でよろしいでしょうか。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

西澤議員のおっしゃるとおり5月の臨時議会で専決処分をさせていただきました経費の分590万円がございますので、その分を加えると、ちょうど1,130万円になるかと思えます。予算書の見え方としましては、補正前の額とか合計は、トータルで出てます。ただ、その期ごとの補正については、補正額とか、国庫支出金、その他、財源内訳とか、一般財源とかっていうのは、その時々々の補正の時しかのらないので、ちょっと見づらいかもかもしれませんが、内容的には全体の額になるということでご理解ください。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

3 番 植 村 敦 君

21ページの社会福祉費の感染予防対策事業、新規で840万円という金額が載っております。幌延の施設の感染予防対策には、非常に、管理する職員の方々が、気を使いながらの運営をしていると思います。毎年行われてる北星園であれば、北星園祭等々、今年はどのようなことに連絡を受けているのか、もしわかれば、お聞きしたいのと、この840万の内訳をお聞きします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

社会福祉費の1点目の北星園祭等の各福祉施設の行事等の関係ですけれども、まだ中止というような報告は、今のところは受けておりませんが、今後の状況によって、北星園祭については、保護者等、町外からの方たちの参加も例年あることから、規模を縮小して、利用者施設職員だけで実施するか、または、今までどおり例年どおり実施するか、それとも中止するかというようなことで、今現場のほうですすね、北星園のほうで協議を進めているという状況は、報告は受けております。

また、補正の840万円の対策事業の内訳ですけれども、こちらにつきましては、各事業所で、消毒液ですとか、マスク、感染予防の手袋等々を、例年と違う経費がかかってくるというようなことから、消耗品にかかる経費については、訪問、通所、入所それぞれの区分なく、1事業所当たり30万円を上限に補助をするというような制度設計をしております。

また、通所や入所施設につきましては、消耗品以外での備品等の空気清浄ですとか、そちらのほうでの新たな経費っていうのも発生してきたの感染予防対策ということも講じていただきたいということから、そちらの備品購入についても、30万円を上限に消耗品とは別に30万円を上限に補助するというような制度設計をし、各想定される事業所数を乗じまし

て、840万円ということで積算をさせていただいております。

3 番 植 村 敦 君

わかりました。

福祉施設もそうなんですけども、病院関係も、なかなか、身内の人も見舞や面会が簡単にできないような状況であるんですけども、この状況っていうのは、どういう時点で解除になるんでしょうか。

本当に入居されてる家族の人たちには、非常に辛抱の状態が続いていると思うんですけども、管理する施設側にすれば、万が一のことを考えると、状況としては仕方がないということだろうと思いますけれども、この状況というのは、どういう形になれば解除になるのか、改めてお聞きします。

保健福祉課長 村 上 貴 紀 君

各施設の面会の関係ですけども、それぞれ、本町の福祉施設の北星園、こぞくら荘につきましては、それぞれ施設のほうで検討を重ね、今現在は、面会にご遠慮いただいているという状況であります。

ただ、それぞれで今後どうするかという部分につきましては、それぞれ7月以降については、各居室ではなく、相談室ですとか、特定の場所で面会をしていただくというようなことで段階的に解除していくというような方向で、現在各施設で検討をしているという状況での報告を受けておりますので、道内の感染状況が、今のこの状況が続く状況であれば、7月1日から、面会はできるというような状況にしていくということで報告は受けているという状況です。

3 番 植 村 敦 君

わかりました。

あわせて、診療所のほうの関係なんですけども、発熱外来を改めて設置するということが、今回の経費を見てますけども、これは、今後とも、ずっと発熱外来という部門を設けて、そこで診療体制をとっていくんでしょうか。

今回のこのコロナウイルスの鎮静化以降も同じくこうやっていくのか、そこら辺の考え方をします。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

発熱外来につきましては、やはり院内感染を防止するために設けておりますので、まだ、コロナの状況が完全に終息とまではいっておりませんし、まだリスクがあると考えておりますので、そこが収まるまでは、当面の間は、一般の患者さんと発熱の患者さんは分けざるを得ないのかなと思いますけども、いつかの時点では、やっぱり、通常の外来に戻す時期が来るんだろうなと思ってはいますけれども、まだそういう段階ではないのかなというふうに認識しております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳出一括の質疑を終わります。

これより、歳入一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

17ページなんですけれども、13款国庫支出金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金があります。合わせると総額約3,650万円ほどになりますけれども、これは、町が積み上げて国に申し入れてついでなのか、それとも国から一括でこの金額というふうになっているのかお伺いします。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

積み上げると3,652万4千円になろうかと思えます。

こちらのほうは、各市町村に国から示された額でございまして、上限額イコールこの金額ということになってますので、上限額そのものを予算書に計上しているという内容でござい

7 番 西 澤 裕 之 君

わかりました。

そうすると、この内訳は、幌延町のほうで振り分けて、それぞれっていうふうになると思うんですけれども、それについて、何か基準っていうか何か示されるものがあるのであれば、この振り分けに関して、この事業にこれだけっていうふうな振り分けの基準みたいなものがあれば、お示してください。

総務財政課長 藤 井 和 之 君

当初限度額が国の第一次補正で限度額を各自治体に振り分けられますよっていう情報を得てから、関係課長を集めて、どういった事業、どういった対策があるだろうというようなことを示してくださいと各課で対策を挙げてもらいました。それらを精査しながら、優先的なものをピックアップしております。

そういったことから、総務財政課のほうで、比率でこの課には幾らだこの課には幾らだという概念ではなくて、そのピックアップされた事業によって優先度を決めて、こういった区分になってるということでご理解いただければと思います。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、歳入一括の質疑を終わります。

これより、総括の質疑を行います。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

幌延町の魅力を伝える幌延ブランドの発信事業ということで、委託してポスターを製作します。3種類100枚ずつ、これ委託先、または、幌延町のこういう魅力を伝えたいからこういう現場の写真を撮って欲しいっていうのは、もう既に、頭の中にあるのですか。

それともう一つ、ここには載っていないですけど、前の委員会の説明では、秘境駅をPRする幌延だから、フォトコンテストの開催をしたいということもあったんですけど、そのフォトコンテストの開催どうなってるのかちょっとお伺いしたいと思えます。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

ただいまのご質問ですけれども、ポスターの制作については、コンペ方式でやろうと考えておりますので、まだどこにということは決めておりません。

あと、ポスターに使う写真につきましては、ざっくりとなんですけれども、幌延の特産品であったり、観光資源を例示して、それに対する写真でポスターの構図なんかをコンペをやって、良いところに決めようかなというふうに考えております。

それと、フォトコンテストにつきましては、予算書でいきますと、21ページの地域おこし協力隊運営事業のほうに掲載しております、このフォトコンテストの運営を地域おこし協力隊の隊員さんにリーダーになってやっていただくということでこの予算に上げております。事業といたしましては、謝礼で118万8千円計上しておりますけれども、このうちの96万5千円をフォトコンテストに使うというふうに考えております。

これについては、イベント自体の告知であったり、作品の取りまとめや審査にかかる費用などを、外部の方にお支払いする。隊員にお支払いするのではなくて、外部の人にお支払いするというので謝礼に金額を計上しているというようなことでございます。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

ポスターっていうのは、幌延の特産品を写したポスターで景色とか風景を写したんじゃないというふうに思ってよろしいんですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

さっきお答え漏れだったら申し訳ありません。自然の風景とかもちろん、トナカイであったりそういった観光資源ですね、これを題材に入れようと思っております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。観光資源、風景とかのポスターもあると。

それをあちらこちら日本中に、日本中かどうかわかりませんが、貼るんでしょ。ポスターだから、そしてそれを見て、幌延にみんな、汽車なり、汽車を使ってくれば1番いいんだけど、汽車なり、それぞれの交通機関で来るんでしょ。

そのポスターを見て、仮に汽車で来たときに、幌延の駅に降りたときに、私はあのポスターの風景を見に行きたいだよって、駅のところで言われて、そのあとの交通機関が、幌延は全然、準備されてないんですよ。例えば、音類の風車に行きたいんです。トナカイ牧場に行きたいんです。問寒別近くにある糠南駅というところに行きたいんだという、そういうポスターを折角張って、見てくれた観光客に対するフォローといいますか、サービスの提供はできているんですか。そこまではもう考えないんですか。ただPRするだけで、あとは観光客の皆さん勝手に行けなかったら行けない。また来てくださいという感じにするんですか。

せっかくポスター作っているだったら、そこまで考えてやらないとこの効果は表れないんじゃないかと思いますが、どうですか。

企画政策課長 角 山 隆 一 君

幌延に来た後のフォローということでございますけれども、現在におきまして、ホロカルの中で、観光名所とか観光地点までの所要時間を書いたものなんかも用意してます。

糠南駅っていう話になると、ダイヤ、鉄道がお好きな方は、自分の足でというようなこと

もあるでしょうし、またタクシーにつきましても、列車の時間に合わせて駅の前に停まっておりますし、自転車の貸し出しもしておりますので、少し遠いんですけども、自転車を利用して見に行かれる方もいらっしゃいますし、トナカイ牧場につきましては、これも鉄道ファンの方かと思うんですけども、列車の空き時間が結構ありますので、徒歩で行かれるっていう方もいらっしゃいますので、全くいけないというとそれが不親切かどうかというのは別として、手段については、案内場のホロカルのほうでご案内しております。

議長 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、総括の質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第9号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第27 議案第10号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)」の件を議題とします。

議案第10号について、提案理由の説明を求めます。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

議案第10号「令和2年度幌延町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第1号)」について提案理由を申し上げます。

この度の補正の主な要因は、新型コロナウイルスの感染防止対策に係る費用や派遣看護師に係る費用を調整するものであります。

1ページをお開きください。

第1条第1項歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出それぞれに2,013万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、3億5,976万4千円にしようとするものであります。

また、第2項の歳入歳出予算の款項の区分ごとの補正額は、事項別明細書により、その概要をご説明いたします。

8ページをお開きください。

まず歳出ですが、1款1項1目診療所費の診療所業務費は、病棟看護師離職後の職員補充ができず、病棟における看護業務に支障をきたすため早急な対応が求められ、民間派遣会社からの看護師派遣で対応していることから、12節委託料で898万1千円の新規計上です。この度の補正で看護師の派遣委託料を計上させていただいておりますが、引き続き看護師の確保に努めてまいります。13節使用料ですが、この後説明いたします感染防止緊急対策事業で計上させていただく、医療用画像管理システム導入業務に係るシステム利用料として7

7万円の新規計上です。

次に診療所感染防止緊急対策事業は、新型コロナウイルス感染防止対策に係る費用で、10節消耗品費では、医療従事者の感染防止対策としてマスクや防護服、フェイスシールド等の購入で85万7千円の新規計上、12節委託料では、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制の確保を目的として、CT撮影による肺炎の診断を行う際の画像をデジタル化することにより、迅速かつ正確な診断ができる画像管理システムの構築に523万5千円の新規計上です。17節備品購入費では、一般備品として病室や診察室の消毒に必要となる次亜塩素酸水生成装置や非接触型体温計等の購入で124万5千円の新規計上です。医療器械器具費は、重症肺炎患者等に対して呼吸の補助や代行を行う人工呼吸器の購入費用等で、305万円の新規計上です。

次に歳入ですが、6ページをお開きください。

3款1項1目の一般会計繰入金につきましては、この度の補正の調整により、2,013万8千円の増額補正となります。

以上、議案第10号の提案理由とさせていただきます。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、歳入、歳出を一括して行いたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

これより、歳入、歳出、一括の質疑を行います。

7 番 西 澤 裕 之 君

9ページの看護師派遣業務について、もう少し詳しくお伺いしたいのですが、委託料として、町が898万1千円をこの委託先に出して、そのほかですね、派遣された看護師にかかる経費は一切ないのか、その辺も含めてお伺いしたいと思います。

国民健康保険診療所事務次長 若 本 聡 君

お答えいたします。

こちらの委託料ですが、全て込みということですので、これ以上何もかわりません。委託業者のほうから直接、該当の看護師に給与だとかが支払われるということになっております。

7 番 西 澤 裕 之 君

派遣業務についてですが、医師派遣の場合は不特定といいますか、いろんな方、お医者さん来られると思うんですけども、看護師の派遣の場合、固定された人が来るのか、それとも順次入れ替わってくるのかその辺はどうでしょうか。

国民健康保険診療所事務次長 若 本 聡 君

派遣期間に関しましては、派遣法というものがあって、それが6カ月ということになっております。

派遣業者のほうに、こちらから看護師の募集をしまして、登録されている看護師が応募されてきて、それで、電話だとかで面接を行って、こちらのほうに来ていただくとかってい

うことで決めるということになっております。

7 番 西 澤 裕 之 君

最後に1点。これ以上かからないという話だったんですが、来た看護師の住む場所に関しては、どこかを提供されるのか、通いになるのかその辺をどうなんでしょうか。

事 国民健康保険診療所事務次長 若 本 聡 君

今現在、派遣の看護師は、昨年建設しました医療技術者住宅に入らせていただいております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

医療用画像システム導入業務で77万の使用料がかかるという今説明があったんですけど、これは、初回だけで、次年度以降も使用料はかからないのか、また使っても使わなくても77万を毎年払っていかないといけないのかどうかをまず最初にお伺いします。

国民健康保険診療所事務次長 若 本 聡 君

こちらのほうは毎年かかります。

画像の保存がクラウドということで、クラウドのほうでやりますので、そちらのほうの管理ってことになりますので、毎年かかることになっております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

はい、わかりました。

町長にお尋ねします。

今年の5月に町民皆さんにマスクを確保したということで、町民皆さんに配布していただきました。ありがとうございました。その中に、町長からの手紙はこういうのがありました。

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策について、国の給付金等への対応と、医療提供体制の整備や経済活動の回復に向けて、施策への取り組みを進めているところであります」ということで、この文の中にある医療提供体制の整備が今、やっているんですけども、これで町民の皆さんの中に、私コロナじゃないかなという疑いのある人が、発熱外来に幌延の診療所を受診して安心してこれるのか。

それとも、やはり保健婦さんに電話で相談して、行き場所が決まって、診察を受けて、コロナであるかないかということを確認していくのか。整備はどういうふうになったことが、町長に言うところの医療提供体制の整備になるのかお伺いします。

町 長 野々村 仁 君

発熱外来、あそこは、事前に連絡をして、通路も入り口も違う発熱外来で診察を受けるということで、診察を受けていただきながら、そのときにそういう状態であれば、きちんと準備をしてから診察にかかるという完全防具でかかるということでもあります。その時点でも、まだ、どうなのかわかりませんが、肺の撮影とか何とかっていうことを、今のレントゲンフィルムで映すとする莫大な数を映さないと、他地域の医療機関に行ったときにも、参考の資料にはならないということでもあります。肺の状態が少しでも繊細に、きちんと、映すことにより、肺がどういう状態になっていて、どういう影響を受けているのかということ、一刻でも早く知り得るために、画像処理装置を使う。これは、コロナだけではなくて、過敏性肺炎とか今までも、肺炎球菌だったりとかということの症状で、稚内に急搬送しなければならなかったというときにも、即判断がしやすいための画像、そして、外部にも診断をして

もらえる装置になるという画期的な画像処理だということを私は聞いておりますので、そういうことに活用し、一刻も早く正確にその肺の状態が見られるかと思っております。

2 番 斎 賀 弘 孝 君

わかりました。

それではね、そういう疑いのある人が発熱外来に行ったときに、一般患者と通路とかを分離してあげないと、一般の患者さんも心配されるだろうし、診療所内部の増改築とか、そういう改修費用、それから、発熱外来を診る部屋とかそういうのを、今回は別に設けなくても、機器だけ揃えば大丈夫だということによかったのかどうかをお伺いしたいと思います。

それから、過敏性肺炎にもいいということだったんですけど、以前、過敏性肺炎の機械を幌延町の診療所に確か私の間違いかもしれませんが、機器は揃ってると思うんですよね。その機器と適用性のある画像システムの導入になるのか、それとも、これは使われないよ。もう、こちらの機器だけでいくんだよということになるんですか。

町 長 野々村 仁 君

過敏性肺炎のときに、明らかに症状が出るのは、今までのレントゲンで、装置が特別にあったわけじゃなくて、うちのレントゲンで映るということでもあります。

だけでも、なりかけているとか、症状によっては、どうこれからなるかということまでは診断ができなかったレントゲンだと私は思っております。それが、今回こういう画像処理の枚数、CTスキャンで言えば、我が町にある機械自体でも、小牧りといって何センチ刻みでもそうですけども、その細かさが、どれほど細かいとか、角度が違うかとかってということが、機種によって、それぞれ違うんだと思うんですけども、今ある機械の中でも、その枚数が、多数とれて、正確な画像として、きちんと診れるということが、今回の画像処理の方法だということ、私が実際やるわけでもないですし、話しか聞いてませんが、そういうお話を聞いてございますし、それから外来については入り口も、これから診察する場所も、うちの診療所としては確保ができていくということで、電話さえくれれば、そこからきちんとできるということは、最大のメリットだと思っております。

一般の患者さんに会わずに、そういう、通路を使っていただいて診察もその場所でやるということができるということになってくると思います。

7 番 西 澤 裕 之 君

斎賀議員に関連するかもしれませんが、医療機器の中では、人工呼吸器を購入するという話でありました。発熱外来を設置して、人工呼吸器っていうふうになると、コロナ感染者に対応するのかなというふうにも捉えられてしまうのかなというふうに思いますけれども、この人工呼吸器っていうのは、先ほど副町長の説明でも、重症化した人という話でしたが、今のところコロナに感染した人が、うちの国保診療所で治療するという話ではないということだと思っておりますけど、その辺をもう一度確認したいと思います。

国民健康保険診療所事務長事務取扱 岩 川 実 樹 君

議員おっしゃるとおりです。

発熱した患者さんが、いわゆる疑似患者さんと思われる方が来られた場合には、受けるんですけども、基本的には、まず、稚内保健所のほうに電話していただいて、そこで、対応し

ていただくというのが基本なんですけども、そこを経ずに、直接来られる場合もありますので、その場合には、発熱外来でまず一旦受けて、そして、一般患者さんと混じあわないように、入り口も救急外来の入り口を使って入っていただいて、ビニールのカーテンの中を通過して、別の診察室で診察を受けるんですけども、そこで万が一コロナの疑いがあるかもしれません。そして、肺のCTも撮るわけですけども、そこでもしかして肺炎の症状が見られるということになった場合には、疑似患者さんということになりますので、即、稚内保健所のほうに繋ぐんですけども、場合によっては、経過観察しなきゃならないということも想定されます。今後、もしコロナが蔓延して、稚内のほうでも受け入れが難しいという場合になってくると、こちらの診療所でも対応しなきゃならないという時が、もしかしたら来るかもしれないということも考えまして、今回、人工呼吸器っていうものも備えておくべきだろうなということになりました。

基本的には、コロナの患者さんは、町立診療所のほうで、基本的には入院はできません。今のところは、入院をさせるような方針でもありませんけども、今後に備えるという意味で、今回、画像管理システムと人工呼吸器については、備えさせてもらいたいと思います。

これについては、コロナの患者さん以外にも、重篤な肺炎の患者さんにも使えますので。そういう意味での整備でございます。

7 番 西 澤 裕 之 君

あと1点確認なんですけど。

全国的には、もう保健所を通さないでも、各施設なんかで、PCR検査等でっていう話になっておりますが、この辺の宗谷地域に関しましては、まだ、稚内保健所にまず連絡するというのが基本なんでしょうか。その辺1点確認して終わります。

国民健康保険診療所事務次長 若 本 聡 君

基本は、まず、保健所さんのほうに電話をしていただいて状況を説明して、それから仰ぐというようなことになっております。

議 長 高 橋 秀 之 君

ほかにありませんか。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、議案第10号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第28 意見案第1号「林業・木材産業の成長産業化もに向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出について」の件を議題とします。

意見案第1号について、提案理由の説明を求めます。

4 番 無量谷 隆 君

意見案第1号「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書」について、提案理由を申し上げます。

北海道の森林は、全国の森林面積の約4分の1を占め、地球温暖化防止や林産物の供給など、多面的機能の発揮が期待されており、森林資源の循環利用を進める必要があります。

また、森林整備や木材の積極的利用を推進することは、山村地域における雇用や所得の拡大による地方創生にも、大きく貢献するものであります。

人工林資源が本格的な利用期を迎える中、計画的な間伐や伐採後の着実な植林を進めるためには、地方債の特例措置を継続するなど、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要であることから、意見書に書かれております三つの事項が実現されるよう国に対し強く要望するものであります。

以上、本案に、ご賛同くださいますよう、お願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

議 長 高 橋 秀 之 君

これより、質疑を行います。

(「ありません」の声あり)

これにて、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま、議題となっております、意見案第1号は、討論を省略し、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第29 発議第1号「懸案事項促進要望のための議員派遣について」の件を議題とします。

お諮りします。

本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修会、各常任委員会等の調査研究のため、本日より次期定例会までの間、本議会は必要と認められる事項、懸案について、道内外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって、本議会は、本日より次期定例会までの間、本町の懸案事項の促進、要望及び議員の研修、各常任委員会等の調査研究のため、道内外の関係機関に議員を派遣することに決定しました。

お諮りします。

派遣する議員については、案件を勘案し、その都度、議長において指名したいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって派遣する議員は、議長において指名することに決定しました。

日程第30 発議第2号「閉会中の継続調査について」の件を議題とします。

令和2年6月5日付けをもって、まちづくり常任委員長及び情報推進常任委員長から所管事務について、議会運営委員長から所掌事務について、それぞれ別紙のとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。

会議規則第7条の規定に基づき、本日で閉会したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

よって本定例会は、本日で閉会することに決定しました。

これにて、令和2年第4回幌延町議会定例会を閉会します。

ご苦労様でした。

(15時23分 閉 会)

以上、相違ないことを証するため、署名議員と共に署名する。

幌延町議会議長 高橋秀之

署名議員 6番 吉原哲男

署名議員 7番 西澤裕之

以上、記録する。

主 事 満保希来